

PARTIES SHOULD EXECUTE ONLY THE ENGLISH LANGUAGE VERSION
OF THE ISDA 2002 MASTER AGREEMENT.

正文は英文とします。

(参 考 訳)

I S D A®

国際スワップ・デリバティブズ協会

年 月 日付

2002年版マスター契約

_____および_____は、本
2002年版マスター契約（本2002年版マスター契約には、別表（「スケジュール」）ならびに両当事者間で取り交わされ、または取引を確認もしくは証明するために有効な書類およびその他の確認証拠（各々「コンファメーション」）を含む）に準拠する取引（各々「取引」）を既に行なっており、また将来行なう予定である。本2002年版マスター契約およびスケジュールを、以下総称して「本マスター契約」という。

よって、両当事者は以下の通り合意する。

1 条 解 釈

- (a) 定 義 14条および本マスター契約のその他の個所に定義された用語は、本マスター契約において同条およびかかるその他の個所で各々規定された意味を有する。
- (b) 矛 盾 スケジュールの規定と本マスター契約の規定との間で矛盾がある場合には、スケジュールが優先する。コンファメーションと本マスター契約との間で矛盾がある場合には、かかるコンファメーションが当該取引において優先する。
- (c) 単一の契約 すべての取引は、本マスター契約およびすべてのコンファメーションが両当事者間の単一の契約（総称して「本契約」）を構成するという事実に基づいて行なわれ、両当

事者は本契約によらない取引は行なわない。

2条 義 務

(a) 一般条件

- (i) 各当事者は、本契約の他の条項に従い、各コンファメーションにおいて指定される支払または引渡を行なう。
- (ii) 本契約に基づく支払は、期日に、その期日のヴァリューで、当該コンファメーションにより指定された口座の所在地において、または本契約に従い別の方法で、自由に送金可能な資金をもって、要求された通貨の決済慣行に従って行なわれる。決済が現物引渡による場合（即ち、支払以外の場合）、かかる引渡は、当該コンファメーションまたは本契約において別段の定めがない限り、期日に受領と引き換えに、当該債務の決済慣行に従って行なわれる。
- (iii) 2条(a)項(i)号に基づく各当事者の各義務は、以下の前提条件の充足を必要とする。
 - (1) 期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由が、他方当事者に関して発生、継続中でないこと。
 - (2) 当該取引に関して期限前終了日が到来しておらず、またはその有効な指定がされていないこと。および
- (3) 本契約において、本2条(a)項(iii)号に関して前提条件として定められたその他の各条件。

- (b) 口座の変更 各当事者は、変更が適用される支払または引渡の決済予定日の5現地営業日前までに他方当事者に通知することにより、支払または引渡を受ける口座を変更することができる。但し、かかる変更に対して他方当事者が遅滞なく合理的な異議の通知を行なった場合を除く。

(c) ペイメント・ネットィング 同一の日に、

- (i) 同一通貨で、かつ
- (ii) 同一の取引に関し

各当事者から他方当事者に対して支払が行われる場合、当日、当該金額の支払を行なう各当

事者の義務は自動的に履行され、消滅するものとし、一方の当事者から支払われるべき金額の総額が他方当事者から支払われるべき金額の総額を超える場合、各当事者の義務は、より多額の金額を支払うべき当事者が他方当事者に超過額を支払うという義務に置き換えられる。

両当事者は、2件以上の取引に関し、同一の日に、同一通貨で支払われるすべての金額について、かかる金額が同一の取引に関して支払われるか否かにかかわらず、ネットティング後の金額および支払義務として決定されることを選択することもできる。かかる選択は、スケジュールまたはコンファメーション中で、かかる選択の対象となる旨規定された取引に「複数取引ペイメント・ネットティング」が適用されることを規定することにより行なわれる（このような場合、上記(ii)号は当該取引には適用されないものとする）。複数取引ペイメント・ネットティングが取引に適用される場合、スケジュールもしくは当該コンファメーションに指定される開始日が、またはスケジュールもしくは当該コンファメーションに開始日が指定されていない場合には、両当事者が書面にて合意するその他の開始日が、効力発生日として当該取引に適用されるものとする。このような選択は、異なる取引種類ごとに個別に行なうこともでき、両当事者が支払または引渡を行ないまたは受領する営業所の組合せごとに別個に適用される。

(d) 租税の控除・源泉徴収

(i) グロス・アップ 本契約に基づくすべての支払は、租税を控除または源泉徴収しないで行なう。但し、当該時点において有効な適用法令およびこれに対する所管の税務当局の運用による変更により、控除または源泉徴収をしなければならない場合は、この限りではない。一方の当事者が控除または源泉徴収をしなければならない場合、当該当事者（「X」）は、以下のことを行なう。

- (1) 直ちに他方当事者（「Y」）に対しその旨を通知する。
- (2) 関係当局に対し、かかる控除または源泉徴収がなされることが決定した時またはYに対して課税がなされる旨の通知を受領した時のいずれか早い時点で、速やかに控除または源泉徴収すべき金額の全額（本2条(d)項に基づきXがYに支払うべき追加金額から控除または源泉徴収すべきすべての金額を含む）を支払う。
- (3) 関係当局に対して上記支払が行なわれたことの証拠として、当局の発行する受領書（もしくはその謄本）またはYにとって合理的と考えられるその他の書類を速やかにYに送付する。
- (4) 上記の租税が補償すべき租税に該当する場合には、それ以外の場合に本契約に基づきYが受領する権利を有する支払に加え、（XまたはYのいずれに課されるかを問わず、補償すべき租税が課されない状態で）Yが実際に受領する純額が、かかる控除または源泉徴収が行なわれなかったとしたらYが受領したであろう

金額の全額に等しくなるために必要な追加金額をYに対して支払う。但し、Xは、以下のいずれかの事由が存在しなければ支払義務の生じなかったはずの追加金額については、その支払を要しない。

- (A) Yが4条(a)項(i)号、4条(a)項(iii)号または4条(d)項記載の規定を遵守または履行しなかった場合、または
- (B) 3条(f)項に従いYが行なった表明が正確かつ真実でなかった場合。但し、
(I) 取引が行なわれた日より後に税務当局がとった措置または管轄裁判所に提訴された訴訟（当該措置または訴訟が本契約の当事者に関してなされたか否かは問わない）または(II)税法の変更、がなければ当該表明が不実とならなかつた場合はこの限りではない。

(ii) 責 任

- (1) 適用法令およびこれに対する所管の税務当局の運用の変更により、Xが控除または源泉徴収を行わなければならないが、2条(d)項(i)号(4)に基づきYに対し追加金額を支払うことを要しない場合であつて、
- (2) Xが当該控除または源泉徴収を行わず、かつ
- (3) かかる租税に起因する債務がXに対し直接賦課される場合、
Yがかかる租税に起因する債務を既に履行しているかまたは当該時点で履行する場合を除き、Yは当該債務（関連する利息債務を含み、かつYが4条(a)項(i)号、4条(a)項(iii)号または4条(d)項記載の約束を遵守または履行しなかつた場合に限り、関連する違約金債務を含む）の金額を速やかにXに支払う。

3条 表 明

各当事者は、他方当事者に対し、3条(a)項、3条(b)項、3条(c)項、3条(d)項、3条(e)項および3条(f)項、ならびに、スケジュールに適用ある旨の記載がある場合には、3条(g)項の表明を行なう（かかる表明は、取引が行なわれる各日において、および3条(f)項の表明に関しては本契約が終了するまで時期を問わず常に、各当事者が反復したとみなされる）。スケジュールまたはコンファメーションにおいて「追加表明」が適用される旨指定されている場合、かかる追加表明について指定されている当事者は、かかる追加表明について指定されている時点で当該追加表明を行ない、かつ適用ある場合には、これを反復するものとみなされる。

(a) 基本的表明

- (i) 地 位 各当事者は、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続しており、かつ当該準拠法に基づき、法律に合致した状態にある。

- (ii) 権能 各当事者は、本契約および自らが当事者である本契約に関連するその他の書類を作成し、本契約および本契約により交付が要求される本契約に関連するその他の書類を交付し、また本契約に基づく義務および自らが当事者である信用保証書類に基づき負うすべての義務を履行する権能を有し、さらにかかる作成、交付および履行を授権するために必要な一切の行為を行なった。
- (iii) 違反または抵触がないこと 上記の作成、交付および履行は、各当事者に適用される法令、その設立規定、当該当事者もしくはその資産に適用される裁判所その他の政府機関の命令もしくは判決、または当該当事者もしくはその資産を拘束し、もしくはこれらに影響を与える契約上の制限に違反しておらず、またはこれらに抵触していない。
- (iv) 同意 本契約または自らが当事者である信用保証書類に関し各当事者が取得してなければならぬ政府等のすべての同意は、既に取得されており、効力を有している。さらに、この同意にかかるすべての条件は満たされている。
- (v) 拘束力のある義務 本契約および自らが当事者である信用保証書類に基づく当事者の義務は、適法、有効で、拘束力を有し、かつそれぞれの条項に従い執行が可能である（適用がある破産、会社更生、支払不能、支払猶予その他これらに類する債権者の権利に通常影響を与える法令、および執行可能性については一般に適用される衡平法上の原則の制約を受ける（執行の申立が衡平法上の手続で求められるか普通法上の手続で求められるかを問わない））。
- (b) 一定の事由の不存在 当事者に関する期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由、または当事者の知る限りにおいて、終了事由は、発生もしくは存続しておらず、さらに、本契約または自らが当事者となっている信用保証書類を締結し、またはこれらに定める当事者の債務を履行したため、かかる事由および状況が発生することもない。
- (c) 訴訟の不存在 当事者、その信用保証提供者または指定組織に対して、本契約もしくは自らが当事者となっている信用保証書類の適法性、有効性もしくは執行可能性に影響を与え、または本契約もしくは自らが当事者となっている信用保証書類に基づく債務の履行能力に影響を及ぼし得るような普通法もしくは衡平法上の、または裁判所、審判機関（tribunal）、政府機関、行政機関、公務員（official）または仲裁人によって担当される訴訟、請求もしくは手続は、係属しておらず、また当事者の知る限りにおいて、提起されるおそれもない。
- (d) 記載された情報の正確性 当事者またはその代理人が他方当事者に対し書面で提出し、かつスケジュールにおいて本契約3条(d)項に関して指定されたすべての情報は、当該情報の日

付において、あらゆる重要な点に関し、真実、正確かつ完全である。

- (e) 支払人の租税に関する表明　スケジュールにおいて当事者が本3条(e)項に関して行なった表明は、それぞれ正確かつ真実である。
- (f) 受取人の租税に関する表明　スケジュールにおいて当事者が本3条(f)項に関して行なった表明は、それぞれ正確かつ真実である。
- (g) 代理人でないこと　当事者は、本契約（各取引を含む）を、他の者または組織の代理人としてではなく、本人として締結する。

4条 約 束

各当事者は、一方の当事者が本契約または自らが当事者となっている信用保証書類に基づく債務を負担し、または負担する可能性がある限りにおいて、他方当事者に対し以下の通り約束する。

- (a) 一定の情報の提供　一方の当事者は、他方当事者に対し以下を交付する。但し、下記(iii)号に基づく場合には、他方当事者が合理的に指示する政府または税務当局に対し交付する。
 - (i) スケジュールまたはコンファメーション所定の租税に関する書式、書類または証明書、
 - (ii) スケジュールまたはコンファメーション所定のその他の書類、および
 - (iii) 他方当事者による合理的な要求があった場合、他方当事者またはその信用保証提供者が租税に関する控除や源泉徴収を行なうことなく、またはそのような控除や源泉徴収があるとしても軽減税率で、本契約または信用保証書類に従って支払をするために必要とされ、または合理的に書面で要求された書式や書類（但し、そのような書式や書類を完成、作成、提出することにより、要求を受けた当事者側の法的または取引上の地位を著しく害しない限りにおいてとする）。そのような書式や書類は、合理的に他方当事者の満足ゆく程度において正確かつ完全であるべきであり、さらに、合理的に要求された証明書を添付した上で作成、交付されなければならない。

なお、上記のいずれの場合においても、スケジュールまたはコンファメーションの中で指定された日付までに、もしくは指定されていなければ、合理的に実行でき得る限り速やかに交付するものとする。

- (b) 許認可の維持　各当事者は、本契約または自らが当事者となっている信用保証書類に関して、取得が要求されている政府等の許認可の効力を完全に維持するため合理的な努力をする

ものとし、かつ将来においても必要な許認可を取得するため合理的な努力をするものとする。

- (c) 法の遵守 各当事者は、遵守しなかった場合に本契約または自らが当事者となっている信用保証書類における義務遂行能力を大幅に損なってしまう結果をもたらすすべての適用法令および命令を、あらゆる重要な点において遵守するものとする。
- (d) 租税に関する約束 各当事者は、3条(f)項においてなされた表明が正確かつ真実でなくなった場合には、その事実を了知した後速やかにその旨を通知するものとする。
- (e) 印紙税の支払 各当事者は、11条に定める場合を除き、当事者が設立され、組織され、運営・管理され、もしくはその住所があると判断され、または当事者が本契約の目的のために活動を行なっている営業所が所在するところの当局（「印紙税当局」）によって自らについて賦課される、または本契約の作成もしくは履行に関して課せられるあらゆる印紙税を支払うものとし、また、他方当事者にとっては印紙税当局には該当しない印紙税当局によって他方当事者について賦課される、または本契約の作成もしくは履行に関して課せられる印紙税に関して求償に応じるものとする。

5条 期限の利益喪失事由および終了事由

- (a) 期限の利益喪失事由 一方の当事者、当事者の信用保証提供者、または当事者の指定組織に関し、以下の事由のいずれかが発生した場合には、当該当事者に関する期限の利益喪失事由（「期限の利益喪失事由」）を構成する（但し、5条(c)項および6条(e)項(iv)号に従うものとする）。
 - (i) 支払または引渡の不履行 当事者が期日に本契約に基づく支払を履行しなかった場合、または2条(a)項(i)号または9条(h)項(i)号(2)もしくは(4)に規定されている引渡を履行しなかった場合で、かつかかる不履行の通知が当該当事者に対して行なわれた後、支払の場合は1現地営業日以内に、引渡の場合は1現地引渡日以内に、当該不履行が解消されない場合。
 - (ii) 約束違反および約束の履行拒絶
 - (1) 本契約に基づいて当事者が履行すべき約束または義務を履行しなかった場合で、かつかかる不履行の通知が当該当事者に対して行なわれた後30日以内に、当該不履行が解消されない場合（但し、本契約に基づく支払義務、または2条(a)項(i)号、9条(h)項(i)号(2)もしくは(4)に規定されている引渡を行なう義務、終了事由の通知を行なう義務、または4条(a)項(i)号、4条(a)項(iii)号もし

くは4条(d)項に基づく約束もしくは義務を除く)。

- (2) 当事者が、本マスター契約、かかる当事者によって作成および交付されたコンファメーションまたはかかるコンファメーションによって証明される取引の全部もしくは一部を否認、否定、拒絶もしくは拒否し、またはその効力に異議を唱える場合（または当該取引を担当し、もしくは当事者の代理人として行動すべく指名もしくは授權された個人もしくは組織が、かかる行為を行なう場合）。

(iii) 信用保証にかかる債務不履行

- (1) 当事者またはその信用保証提供者が、信用保証書類に従い履行すべき約束または義務を履行しなかった場合で、かかる不履行が、所定の猶予期間を経過した後も継続している場合。
- (2) 当事者が、信用保証書類に関する各取引についてすべての義務の履行を完了する前に、他方当事者の書面による同意を得ることなく、かかる信用保証書類が期間満了もしくは終了した場合、または本契約に関して信用保証書類もしくは信用保証書類に基づき当該当事者もしくは当該信用保証提供者により他方当事者に対して付与された担保権が完全には効力を有しなくなった場合（いずれの場合も、信用保証書類に定められた条件によるものは除く）。
- (3) 当事者または信用保証提供者が、信用保証書類の全部もしくは一部を否認、否定、拒絶もしくは拒否し、またはその効力に異議を唱える場合（または当該行為を担当し、もしくはその代理人として行動すべく指名もしくは授權された個人もしくは組織が、かかる行為を行なう場合）。

- (iv) 不実の表明 当事者またはその信用保証提供者が、本契約中または信用保証書類中で行ったもしくは反復した表明、または行ったもしくは反復したとみなされる表明（3条(e)項または3条(f)項に基づく表明を除く）が、その表明もしくは反復の時点または表明もしくは反復したとみなされる時点で、重要な点について虚偽または誤解を生じさせるものであったことが証明された場合。

- (v) 指定取引に関する債務不履行 当事者、当事者の信用保証提供者、または当事者の指定組織が、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) 指定取引または指定取引に関する信用補完の取決めについて債務不履行（引渡の不履行によるものを除く）が発生し、かつ所定の通知発効後または猶予期間経過後に、かかる債務不履行により、当該指定取引の清算、期限の利益喪失または期限前終了に至った場合。
- (2) 所定の通知発効後または猶予期間経過後、指定取引に関する直前の支払日もしくは交換日に履行すべき支払についての不履行、または指定取引の期限前終了に関する支払についての不履行があった場合（所定の通知または猶予期間につ

いての条件がない場合は、かかる不履行が1現地営業日以上継続した場合)。

- (3) 指定取引または指定取引に関連する信用補完の取決めに基づく引渡（指定取引に関する直前の引渡日もしくは交換日に履行すべき引渡を含む）について不履行が発生し、かつ所定の通知発効後または猶予期間経過後に、かかる不履行により、当該指定取引に適用される契約書に基づき、残存するすべての取引の清算、期限の利益喪失または期限前終了に至った場合。
- (4) 指定取引または指定取引に関連する信用補完の取決め（いずれも、当該当事者、信用保証提供者または指定組織が作成および交付した文書その他の確認証拠によって確認または証明されたもの）についてその全部もしくは一部を否認、否定、拒絶もしくは拒否し、またはその効力に異議を唱えた場合（または当該取引を担当し、もしくはその代理人として行動すべく指名もしくは授權された個人もしくは組織が、かかる行為を行なう場合）。

(vi) クロス・デフォルト 「クロス・デフォルト」が当事者に関して適用される旨スケジュールに指定されている場合には、以下のいずれかの事態の発生または存在をクロス・デフォルトとする。

- (1) 当該当事者、当事者の信用保証提供者または当事者の指定組織について、指定債務に関する一件または複数の契約または証書に基づく債務不履行、期限の利益喪失事由または他の同様の状況もしくは事由（表現形式の如何を問わない）が発生し、その元本総額が、単独で、または下記(2)に規定される金額（もしあれば）と合わせて、所定の極度額（スケジュールで指定する）以上となる場合であって、かつ当該指定債務に関して本来の支払期日の前にかかる契約または証書に基づき弁済期が到来する事態となった場合、または弁済期到来の宣言が可能となった場合。
- (2) 当該当事者、信用保証提供者または指定組織が（個別にまたは全体として）、（所定の通知発効後、または猶予期間経過後に）前記契約または証書に基づく1件または複数の支払をその支払期日に履行せず、その総額が、単独で、または上記(1)に規定される金額（もしあれば）と合わせて、所定の極度額以上となる場合。

(vii) 破産 当事者、当事者の信用保証提供者、または当事者の指定組織が、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) 解散した場合（新設合併（consolidation）、合併（amalgamation）または吸収合併（merger）に伴う場合を除く）。
- (2) 債務超過となった場合、支払不能となった場合、または、期限の到来した債務を支払わなかった場合、もしくは一般的に支払う能力がないことを書面で認めた場合。

- (3) 債権者と、または債権者の利益のために、包括的な譲渡、任意整理または和議を行なった場合。
- (4) (A)破産もしくは支払不能に関する法律、もしくは債権者の権利に影響を与えるその他の同様の法律に基づき、支払不能もしくは破産の決定その他の救済を求める手続の開始を申立てた場合、または当該当事者等が設立もしくは組織された地域もしくはその本社もしくは本店の管轄地に所在し、当該当事者等に対する倒産、会社更生もしくは規制に関して主たる管轄権を有する規制当局者、監督者もしくは同様の公務員 (official) によって、これらが申立てられた場合、または、自らもしくはかかる規制当局者、監督者もしくは同様の公務員によって、解散もしくは清算の申立がなされた場合、または
(B)破産もしくは支払不能に関する法律、または債権者の権利に影響を与えるその他の同様の法律に基づき、支払不能もしくは破産の決定その他救済を求める手続の開始を申立てられた場合、または解散もしくは清算の申立がなされた場合であって、かかる手続もしくは申立が上記(A)に規定される以外の個人もしくは組織によって提起されたか申立てられた場合であって、かつ
 - (I) 支払不能もしくは破産決定、救済命令、または解散もしくは清算命令に至った場合、
または
 - (II) 各申立において、その申立がなされてから 15 日以内に却下、取消、執行停止もしくは差止がなされなかった場合。
- (5) 解散、公的管理、清算の決議があった場合（新設合併、合併、吸収合併に伴う場合を除く）。
- (6) 当事者もしくは信用保証提供者、指定組織、またはその資産の全部もしくは事実上全部について管理人、仮清算人、保全人、管財人、受託者、カストディアンその他これに類する者の選任を申立てた場合、またはかかる選任が行なわれた場合。
- (7) 担保権者がその資産の全部もしくは事実上全部を占有した場合、または資産の全部もしくは事実上全部に対して強制履行、強制執行、差押、強制管理もしくはその他の法的手続がなされた場合であって、かつ、かかる担保権者が資産の占有を継続した場合、またはかかる手続に対してその後 15 日以内に却下、取消、執行停止もしくは差止がなされなかった場合。
- (8) いずれかの適用法令の下において、上記(1)から(7)の所定の事由と同様の効果を有する事由を発生させた場合、またはそのような事由の対象となった場合。
- (9) 上記のいずれかを助成する行為、もしくは同意、承認、黙認したことを示す行為をした場合。

(viii) 債務の承継を伴わない合併 当事者または当事者の信用保証提供者が、他の組織と

新設合併、合併もしくは吸収合併し、もしくは他の組織に吸収合併され、またはその資産の全部もしくは事実上全部を譲渡し、または他の組織と、もしくは他の組織として、再編成、再組成もしくは再構成した場合であって、かつ当該新設合併、合併、吸収合併、譲渡、再編成、再組成または再構成の時点で、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) その結果、新規に設立された組織、存続する組織、または譲り受けた組織が、自らまたはその前身が当事者となっている本契約または信用保証書類に基づく当事者または信用保証提供者のすべての債務を引受けない場合。
- (2) 信用保証書類の利益が、新規に設立された組織、存続する組織、または譲り受けた組織による本契約に基づく債務の履行に及ばない場合（他方当事者がそれに同意する場合を除く）。

(b) 終了事由 一方の当事者、または当該当事者の信用保証提供者もしくは当該当事者の指定組織に関し、以下の事由が発生した場合には、いつでも、下記(i)号の場合は違法事由、下記(ii)号の場合は不可抗力事由、下記(iii)号の場合は課税事由、下記(iv)号の場合は合併に伴う課税事由、また、適用ある旨の規定がある場合、下記(v)号の場合は合併に伴う信用不安事由、または下記(vi)号の場合はその他の終了事由を構成する（但し、5条(c)項に従うものとする）。

(i) 違法事由 取引が行なわれた後に発生した事由もしくは状況（一方の当事者または（適用ある場合には）当該当事者の信用保証提供者が行なった行為を除く）により、関連するコンファメーションもしくは本契約の他の個所で規定された、もしくはこれらに基づき適用ある条項、混乱時の代替手段もしくは救済手段を適用した後でも、適用法令（いずれかの当事者または信用保証提供者による支払、引渡または遵守が義務付けられる国の法律を含むが、これに限らない）に基づき、いずれかの日において以下の行為を行なうことが違法となった場合、または当該支払、引渡もしくは遵守がかかる日において要求されたならばこれが違法となる場合（いずれの場合にも4条(b)項の当事者による約束違反に起因する場合を除く）。

- (1) 当該当事者（事由発生当事者となる）が当該取引に関する支払もしくは引渡の履行または受領を行なう営業所が、当該取引に関する支払もしくは引渡、当該取引に関する支払もしくは引渡の受領、または当該取引に関する本契約のその他の重要な条項の遵守に関する確定的もしくは偶発的債務を履行すること。
- (2) 当該当事者またはその信用保証提供者（事由発生当事者となる）が、当該取引に関する信用保証書類に基づき当事者または信用保証提供者が負う支払や引渡に関する確定的もしくは偶発的債務を履行すること、かかる信用保証書類に基づく支払もしくは引渡を受領すること、またはかかる信用保証書類のその他の重要な条項を遵守すること。

(ii) 不可抗力事由 関連するコンファメーションまたは本契約の他の個所で規定された、またはこれらに基づき適用ある条項、混乱時の代替手段または救済手段を適用した後でも、取引が行なわれた日以降に発生した不可抗力または国家行為を理由として、いずれかの日において以下の事態が生じた場合。

- (1) 当該当事者（事由発生当事者となる）が当該取引に関する支払もしくは引渡の履行または受領を行なう営業所が、当該取引に関する支払もしくは引渡を行なう確定的もしくは偶発的債務の履行、当該取引に関する支払もしくは引渡の受領、もしくは当該取引に関する本契約のその他の重要な条項の遵守を妨げられること（もしくはかかる支払、引渡もしくは遵守がかかる日に要求されたならば、これを妨げられること）、または当該営業所がかかる履行、受領もしくは遵守をなすことが不可能もしくは非現実的となること（もしくはかかる履行、受領もしくは遵守がかかる日に要求されたならば、当該営業所がかかる履行、受領もしくは遵守をなすことが不可能もしくは非現実的となること）。
- (2) 当該当事者またはその信用保証提供者（事由発生当事者となる）が、当該取引に関連する信用保証書類に基づき負っている支払もしくは引渡を行なう確定的もしくは偶発的債務の履行、当該信用保証書類に基づく支払もしくは引渡の受領、もしくは当該信用保証書類のその他の重要な条項の遵守を妨げられること（もしくはかかる支払、引渡もしくは遵守がかかる日に要求されたならば、これを妨げられること）、または当該当事者もしくは信用保証提供者がかかる履行、受領もしくは遵守をなすことが不可能もしくは非現実的となること（もしくは、かかる履行、受領もしくは遵守がかかる日に要求されたならば、当該当事者もしくは信用保証提供者がかかる履行、受領もしくは遵守をなすことが不可能もしくは非現実的となること）。

但し、かかる不可抗力または国家行為とは、当該営業所、当該当事者または当該信用保証提供者の支配の及ばないものであるものとし、かつ当該営業所、当事者または信用保証提供者が、あらゆる合理的な努力（小額の雑費を除いて、当該当事者または当該信用保証提供者が損失を被ることを要求するものではない。）を行なっても、かかる障害、不可能または非現実性を解決することができない場合とする。

(iii) 課税事由 (1) 取引が行なわれた日以降に税務当局がとった措置または管轄裁判所に提起された訴訟により（当該措置または訴訟が本契約の当事者に関してなされたか否かを問わない）、または(2)税法の変更により、一方の当事者（事由発生当事者となる）について次回決済予定日に生じる以下の事由をいう。

- (A) 2条(d)項(i)号(4)に基づき補償すべき租税に関する追加金額を他方当事者に支払わなければならないか、またはその可能性が相当程度ある場合（9条(h)項に基づく利息に係わるものを除く）。

または

(B) 受領する金額に対して租税（9条(h)項に基づく利息に係わるものを除く）の控除もしくは源泉徴収がなされることになるか、またはその可能性が相当程度あり、かかる租税について2条(d)項(i)号(4)に基づく追加金額の支払義務がない場合（2条(d)項(i)号(4)(A)または(B)の理由による場合を除く）。

(iv) 合併に伴う課税事由 当事者が他の組織（事由発生当事者となる）と新設合併、合併、吸収合併し、もしくは他の組織に吸収合併され、またはその資産の全部もしくは事実上全部（もしくは本マスター契約締結時において当該当事者が従事する事業を構成する資産の重要な部分）を他の組織に譲渡し、または他の組織と、もしくは他の組織として、再編成、再組成もしくは再構成した結果として、いずれかの当事者（負担当事者となる）について次回決済予定日に生じる以下の事由をいう（但し、かかる行為が債務の承継を伴わない合併を構成しない場合に限る）。

(1) 2条(d)項(i)号(4)に基づき補償すべき租税に関する追加金額を支払わなければならない場合（9条(h)項に基づく利息に係わるものを除く）。

または

(2) 租税の控除または源泉徴収が行なわれた後の金額を受けとることになり、それに関して他方当事者は追加金額の支払義務がない場合（2条(d)項(i)号(4)(A)または(B)の理由による場合を除く）。

(v) 合併に伴う信用不安事由 「合併に伴う信用不安事由」が当事者に適用される旨スケジュールで規定された場合で、かかる当事者、その信用保証提供者または指定組織（それぞれの場合において、以下「X」とする。）について指定事由（下記の定義による）が発生し、かかる指定事由が債務の承継を伴わない合併を構成せず、かかる指定事由の発生直後のXまたは（適用ある場合には）Xの承継者、存続する組織、もしくは譲り受けた組織の信用が、適用ある信用保証書類を考慮に入れた上で、かかる指定事由の発生直前の時点におけるXの信用より著しく低下する場合（かかる場合、当該当事者またはその承継者、存続する組織もしくは譲り受けた組織が事由発生当事者となる）。Xについての「指定事由」とは、以下を意味する。

(1) Xが、他の組織と新設合併、合併もしくは吸収合併し、もしくは他の組織に吸収合併され、その資産の全部もしくは事実上全部（もしくは本マスター契約締結時においてXが従事する事業を構成する資産の重要な部分）を譲渡し、または他の組織と、もしくは他の組織として、再編成、再組成もしくは再構成した場合。

(2) 個人、グループまたは組織が、直接または間接に、(A) Xの取締役会（もしくはこれに相当するもの）の過半数を選任する権限を有する持分証券、または(B) Xを支配することが可能となるその他の持分権の実質的所有権を取得した場合。

(3) Xが、債券の発行、債務の負担もしくは保証により、または(A)優先株式もしくは債券もしくは優先株式に転換もしくは交換可能なその他の証券の発行、また(B)会社以外の法人の場合は、その他のあらゆる形態の持分権の交付により、その資本構成に重要な変更を行なった場合。

(vi) その他の終了事由 「その他の終了事由」が適用ある旨スケジュールまたはコンファメーションで規定され、かかる事由が発生した場合（かかる場合において、事由発生当事者は、当該スケジュールまたはコンファメーションで当該その他の終了事由について指定された当事者とする）。

(c) 事由の序列

(i) 違法事由または不可抗力事由を構成する、または発生させる事由もしくは状況は、そのような場合においては、かかる事由もしくは状況が支払もしくは引渡の不履行または本契約もしくは信用保証書類の他の重要な条項の不遵守に関連している限り、5条(a)項(i)号、5条(a)項(ii)号(1)または5条(a)項(iii)号(1)に基づく期限の利益喪失事由を同時に構成せず、または発生させない。

(ii) 上記(i)号に定める状況における場合を除き、違法事由または不可抗力事由を構成する、または発生させる事由もしくは状況が、同時に期限の利益喪失事由またはその他の終了事由をも構成する場合には、かかる事由もしくは状況は期限の利益喪失事由または当該その他の終了事由として取り扱われ、違法事由または不可抗力事由を構成せず、または発生させない。

(iii) 不可抗力事由を構成する、または発生させる事由もしくは状況が、違法事由をも構成する場合、かかる事由もしくは状況は、上記(ii)号に定める場合を除き、違法事由として取り扱われ、不可抗力事由とはならない。

(d) 待機期間中の支払および引渡の繰延 取引に関し、違法事由または不可抗力事由が発生し、継続している場合、当該取引においてなされるべき支払または引渡は以下の期日まで繰延べられ、かかる期日まで弁済期が到来しないものとする。

(i) 当該違法事由または不可抗力事由について適用される待機期間の終了後の最初の現地営業日、または引渡の場合には、最初の現地引渡日（または当該違法事由もしくは不可抗力事由を構成する、もしくは発生させる事由もしくは状況が発生していなかったとしたら、現地営業日もしくは現地引渡日であったであろう最初の日）。

(ii) 上記(i)号に定める日より早い時点で、違法事由または不可抗力事由を構成する、または発生させる事由もしくは状況が消滅した場合には、かかる消滅した日とし、かかる日が現地営業日もしくは引渡の場合の現地引渡日ではない場合には、現地営業日または現地引渡日であるその後の最初の日。

(e) 本社または本店が支店の債務を履行できないこと

(i) 5条(b)項(i)号(1)または5条(b)項(ii)号(1)に基づく違法事由または不可抗力事由が発生し、関連する営業所が事由発生当事者の本社または本店ではなく、

(ii) 10条(a)項が適用され、

(iii) 他方当事者が事由発生当事者の本社または本店による当該債務の履行または当該条項の遵守を求めており、かつ

(iv) 事由発生当事者の本社または本店が当該取引についての支払および引渡を行ないかつ受領する営業所であったとしたら、違法事由または不可抗力事由を構成する、または発生させる事由もしくは状況が発生していることが理由で、当該本社または本店がかかる履行または遵守を行なえない場合であって、かかる不履行または不遵守が、5条(a)項(i)号または5条(a)項(iii)号(1)に基づく当該当事者の期限の利益喪失事由を構成する場合、

5条(b)項(i)号(1)または5条(b)項(ii)号(1)に規定される営業所および事由発生当事者の本社または本店に関して当該事由もしくは状況が継続している限りにおいて、かかる不履行または不遵守は、5条(a)項(i)号または5条(a)項(iii)号(1)に基づく期限の利益喪失事由を構成しない。

6条 期限前終了およびクローズアウト・ネットティング

(a) 期限の利益喪失事由に基づく終了権 一方の当事者(「期限の利益喪失当事者」(Defaulting Party))に期限の利益喪失事由が発生し、かつ継続している場合はいつでも、他方当事者(「非期限の利益喪失当事者」(Non-defaulting Party))は、期限の利益喪失当事者に対し期限前終了日を指定することができる。期限前終了日は、該当する期限の利益喪失事由を記載した20日以内の事前通知を行なうことにより、通知が効力を生じる日以降の日を、存在するすべての取引に関して指定することができる。但し、「自動的期限前終了」が当事者に関して適用される旨スケジュールで指定されている場合は、かかる当事者に関し存在するすべての取引に関して以下の時点で期限前終了日が到来するものとする。5条(a)項(vii)号(1)、(3)、(5)、(6)またはこれらと類似する範囲で(8)に指定される期限の利益喪失事由に関しては、その発生の時点、かかる当事者に関する5条(a)項(vii)号(4)またはこれと類似する範囲で(8)に指定される期限の利益喪失事由に関しては、その発生に伴い行なわれる関連手続の開始もしくは申請の直前の時点。

(b) 終了事由に基づく終了権

(i) 通知 不可抗力事由以外の終了事由が発生した場合、事由発生当事者は、その発生を知った後速やかに、当該終了事由の性質および各事由発生取引について明記した上、他方当事者に対して通知を行ない、かつ当該終了事由に関し他方当事者が合理的な範囲において要求するその他の情報を、他方当事者に対して提供するものとする。不可抗力事由が発生した場合、各当事者は、その発生を知った後速やかに、当該不可抗力事由の性質について明記した上、他方当事者に対して通知を行なうためのあらゆる合理的な努力を行い、かつ当該不可抗力事由に関し他方当事者が合理的な範囲において要求するその他の情報を、他方当事者に対して提供するものとする。

(ii) 終了事由回避のための譲渡 課税事由が発生し、事由発生当事者が一方の当事者のみである場合、または合併に伴う課税事由が発生し、負担当事者が事由発生当事者である場合は、6条(b)項(iv)号に基づく期限前終了日を指定する権利を行使する条件として、かかる事由発生当事者は、当該終了事由を消滅させるため、6条(b)項(i)号に定める通知を行なった後20日以内に、事由発生取引に関して本契約に定めるすべての権利および義務を事由発生当事者の他の営業所または関係会社に譲渡するべくあらゆる合理的な努力を行なうものとする（事由発生当事者が損失（小額の雑費を除く）を被ることを要求するものではない）。

事由発生当事者が上記の譲渡を行なうことができない場合は、他方当事者に対し当該通知後20日の期限以内にその旨を通知する。この場合、他方当事者は6条(b)項(i)号に基づき通知が行なわれた後30日以内に上記の譲渡を行なうことができる。

本6条(b)項(ii)号に基づく一方の当事者による譲渡は、他方当事者の書面による事前の同意を得ることを条件とする。かかる同意は、当該時点で効力を有する他方当事者の基本方針が、提示された条件で譲受人との取引を行なうことを認めるものであれば、留保されないものとする。

(iii) 双方が事由発生当事者である場合 課税事由が発生し、双方が事由発生当事者である場合、各当事者は、かかる発生についての6条(b)項(i)号に基づく通知が行なわれた後30日以内に、かかる終了事由を回避することについて合意に達するように、合理的な努力をなすものとする。

(iv) 終了権

(1) (A) 事由発生当事者が6条(b)項(i)号に基づく通知を行なった後30日以内に、

すべての事由発生取引に関して6条(b)項(ii)号に基づく譲渡または6条(b)項(iii)号に基づく合意が行なわれなかった場合、

または

(B) 合併に伴う信用不安事由もしくはその他の終了事由が発生した場合、または合併に伴う課税事由が発生し、かつ負担当事者が事由発生当事者ではない場合、

次に該当する当事者は、他方当事者に対し20日以内の事前通知を行なうことにより、当該通知が発効する日以降の日をすべての事由発生取引に関する期限前終了日として指定することができる(但し、当該終了事由がその時点で継続しているものとする)。

この場合の当事者とは、以下の当事者とする。

(I) 合併に伴う課税事由の場合は負担当事者。

(II) 課税事由の場合または双方が事由発生当事者であるその他の終了事由の場合はいずれかの事由発生当事者。

(III) 合併に伴う信用不安事由の場合または一方のみが事由発生当事者であるその他の終了事由の場合は非事由発生当事者。

(2) いずれかの時点で違法事由または不可抗力事由が発生し、継続しており、かつ適用される待機期間が満了した場合、

(A) 下記(B)に従うことを条件として、いずれの当事者も、他方当事者に対して20日以内の事前通知を行なうことにより、(I)当該通知が発効する日以降の日をすべての事由発生取引に関する期限前終了日として指定すること、または(II)当該通知において、一部の事由発生取引を明示して、その期限前終了日として当該日を指定することにより、当該通知が発効する日から2現地営業日目を降の日を、当該一部の事由発生取引に関する期限前終了日として指定することができる。一部の事由発生取引に関する期限前終了日を指定する通知を受領した場合、他方当事者は、かかる指定を行なった当事者に対する通知をもって(かかる通知は当該指定日以前に発効しなければならない)、かかる日を他のすべての事由発生取引に関する期限前終了日に指定することができる。

(B) 事由発生当事者は(違法事由または不可抗力事由が、当該当事者もしくはその信用保証提供者による関連する信用保証書類に基づく支払もしくは引渡をなす義務の履行、またはかかる信用保証書類の他の重要な条項の遵守に関連する場合には)、他方当事者が6条(b)項(iv)号(2)(A)に従い一部の事由発生取引に関して期限前終了日を指定した後に、5条(b)項(i)号(2)に基づく違法事由または5条(b)項(ii)号(2)に基づく不可抗力事由の結果として、6条(b)項(iv)号(2)(A)に基づき期限前終了日を指定する権利のみを有するものとする。

(c) 指定の効果

- (i) 期限前終了日を指定する通知が6条(a)項または6条(b)項に基づき行なわれた場合、期限前終了日は、その時点で当該期限の利益喪失事由または終了事由が継続しているか否かにかかわらず、上記指定日に到来する。
- (ii) 期限前終了日の到来、またはその通知の効力発生と同時に、終了された取引に関する2条(a)項(i)号または9条(h)項(i)号に基づくその時点以降の支払または引渡は、その履行を要求されない。但し、本契約の他の条項の効力を妨げるものではない。期限前終了日において支払われるべき金額がある場合には、6条(e)項および9条(h)項(ii)号に従って決定される。

(d) 計算および支払日

- (i) 計算書 期限前終了日の当日またはその後合理的に実行可能な限り速やかに、各当事者は6条(e)項に従い各々計算を行い、また他方当事者に対して計算書を提出するものとする。かかる計算書には、
 - (1) 合理的な範囲で詳細にそれらの計算（かかる計算に使用された社内情報源によるクォーターション、市場データおよび情報を含む）が呈示され、
 - (2) 支払われるべき期限前終了金額が指定され（双方が事由発生当事者である場合を除く）、
 - (3) 支払が行なわれるべき自己の口座の詳細が記載される。クローズアウト金額を決定する際に得たクォーターションまたは市場データの情報源から書面による確認が入手できない場合は、かかるクォーターションまたは市場データを得た当事者の記録をもって、クォーターションまたは市場データの存在および正確性についての最終的証拠とする。
- (ii) 支払日 期限前終了日に関して支払期限が到来する期限前終了金額は、9条(h)項(ii)号(2)に従い支払われる利息の金額とともに、以下の日に支払われる。
 - (1) 期限前終了日が期限の利益喪失事由の結果指定されまたは発生した場合は、支払金額の通知発効日。
 - (2) 期限前終了日が終了事由の結果指定された場合は、支払金額の通知発効日（または双方が事由発生当事者の場合は、上記(i)号に基づき提供される計算書を後から提出した当事者の計算書の効力発生日）より2現地営業日後。

- (e) 期限前終了に基づく支払 期限前終了日が到来した場合、当該期限前終了日に支払われる

金額（もしあれば）（「期限前終了金額」）は、本6条(e)項に基づいて決定され、6条(f)項の対象となる。

(i) 期限の利益喪失事由 期限前終了日が期限の利益喪失事由の結果到来した場合、期限前終了金額は、以下に相当する金額とする。

- (1) (A)各終了された取引または終了された取引のグループについて非期限の利益喪失当事者が決定する1件または複数のクローズアウト金額の終了通貨相当額(正数であるか負数であるかを問わない)と、(B)非期限の利益喪失当事者に対して支払われるべき未払金額の終了通貨相当額の合計額から、
- (2) 期限の利益喪失当事者に対して支払われるべき未払金額の終了通貨相当額を控除した金額。

期限前終了金額が正数であるときは、期限の利益喪失当事者が非期限の利益喪失当事者に対してこれを支払い、かかる金額が負数のときは、非期限の利益喪失当事者が期限の利益喪失当事者に対して期限前終了金額を絶対値に引き直して支払うものとする。

(ii) 終了事由 期限前終了日が終了事由の結果到来した場合、

- (1) 一方のみが事由発生当事者である場合 下記(3)の規定に従うことを条件として、一方のみが事由発生当事者である場合、期限前終了金額は6条(e)項(i)号に従い決定される。但し、期限の利益喪失当事者および非期限の利益喪失当事者への言及は各々、事由発生当事者および非事由発生当事者と読み替えられるものとする。
- (2) 双方が事由発生当事者である場合 下記(3)の規定に従うことを条件として、双方が事由発生当事者である場合、各当事者は、各終了された取引または終了された取引の各グループに関する1件または複数のクローズアウト金額総額の終了通貨相当額（正数であるか負数であるかを問わない）を決定し、期限前終了金額は、以下に相当する金額とする。
 - (A) (I)かかる決定金額が大きい方の当事者（「X」）の決定金額と、決定金額が小さい方の当事者（「Y」）の決定金額との差額の1/2に、(II)Xに支払われるべき未払金額の終了通貨相当額を加算し、この金額から
 - (B) Yに支払われるべき未払金額の終了通貨相当額を控除した金額。期限前終了金額が正数であるときは、YがXに対してこれを支払い、かかる金額が負数のときは、XがYに対して期限前終了金額を絶対値に引き直して支払うものとする。
- (3) 仲値を要する事由 終了事由が違法事由または不可抗力事由の場合、期限前終了金額は、上記(1)または(2)に従い決定される。但し、1件または複数のクローズアウト金額の決定においては、決定当事者は、以下を行なうものとする。
 - (A) 1社以上の第三者（または決定当事者の関係会社のいずれか）からクオ

クォーターションを取得する場合には、各第三者または関係会社に対して、**(I)** 決定当事者のその時点における信用力または存在するすべての信用保証書類を考慮しないこと、および**(II)** 仲値に関するクォーターションの提供を依頼する。

(B) その他の場合には、決定当事者の信用力を考慮することなく市場仲値を使用する。

(iii) 破産の場合の調整 自動的期限前終了が一方の当事者に適用されたために期限前終了日が発生した場合、期限前終了金額は、適切にかつ適用法令で認められた範囲内で調整される。この調整については、当該期限前終了日から6条**(d)**項**(ii)**号に基づき決定された支払日までの間に、本契約に基づき一方の当事者から他方当事者に対して行なわれた（かつ、かかる他方当事者により保有されていた）支払または引渡を反映するよう行なわれるものとする。

(iv) 違法事由または不可抗力事由の場合の調整 一方の当事者またはその信用保証提供者が期限前終了金額をその支払期日に支払わない場合でも、以下の場合には、5条**(a)**項**(i)**号または5条**(a)**項**(iii)**号**(1)**に基づく期限の利益喪失事由を構成しない。かかる場合とは、上記の不払がある事由もしくは状況の発生に起因する場合であって、かかる事由もしくは状況がある取引に関連する支払、引渡または遵守に関して発生していたとしたら、違法事由または不可抗力事由を構成する、もしくは発生させることとなる場合をいう。当該金額は、**(1)**その後、残存するすべての取引が事由発生取引である期限の利益喪失事由、合併に伴う信用不安事由またはその他の終了事由により期限前終了日が到来した場合には、利息が付されるか、または他方当事者に支払われるべき未払金額として取り扱われ、**(2)**その他の場合には9条**(h)**項**(ii)**号**(2)**に従い利息が付される。

(v) 事前見積り 両当事者は、6条**(e)**項に基づき回復することのできる金額は損害の合理的な事前の見積りであって、違約金（ペナルティー）ではないことに合意する。この金額は、取引の損失および将来のリスクに対する手当ての損失にかえて支払われるものであり、本契約に別段の定めがある場合を除き、両当事者とも終了された取引の終了の結果発生する追加的損害の回復を請求する権利は有しないものとする。

(f) 相 殺 一方の当事者（「支払人」）が他方当事者（「受取人」）に対して支払うべき期限前終了金額は、期限の利益喪失当事者が存在する状況、または合併に伴う信用不安事由が発生した場合もしくは残存するすべての取引を事由発生取引とするその他の終了事由が発生した場合で一方のみが事由発生当事者である状況においては、非期限の利益喪失当事者または非事由発生当事者（「X」）の選択により（かつ期限の利益喪失当事者または事由発生当事者に

対する事前の通知を行なうことなく)、受取人が支払人に対して支払うべきその他の金額(「その他の金額」と相殺することによって減額されるものとする(本契約に基づき発生したか、満期到来によるか、または偶発債務であるかを問わず、かつ債務の通貨、支払地または記帳の場所 (**place of booking**) にかかわらない)。その他の金額が上記に従い相殺される範囲で、かかるその他の金額の支払義務は速やかに、かつすべての点において消滅する。Xは、本6条(f)項に基づき行なわれた相殺について他方当事者に通知する。

本項に関して、期限前終了金額もしくはその他の金額(または関連するこれらの金額の一部)は、Xが、誠実にかつ商業的に合理的な方法を用いて、他方の通貨の当該金額を購入することができる為替レートにて、かかる他方の通貨に交換することができる。

債務が確定していない場合には、Xは誠実にかかる債務を概算し、これについて相殺を行なうことができる。但し、債務が確定した際に当該当事者が他方当事者に対して報告するものとする。

本6条(f)項のいずれの規定も、質権(**charge**)その他の担保権を設定する効力をもたない。本6条(f)項は、相殺権、口座の統合(**combination of accounts**)、先取特権(**lien**)、留保もしくは源泉徴収を行なう一切の権利、または当事者が行使でき、もしくは従うべき同様の権利もしくは義務(法の適用の結果によるか、契約その他によるかにかかわらない)を損なうことなく、これらに追加されるものとする。

7 条 譲 渡

6条(b)項(ii)号の場合を除き、かつ適用法令で認められる範囲において、いずれの当事者も本契約または本契約に関わる権利もしくは義務を、他方当事者の事前の書面による同意なしに、(担保としてであるかまたは他の方法であるかを問わず)譲渡することができない。但し、以下の場合を除く。

- (a) 一方の当事者が他の組織と新設合併、合併、吸収合併し、もしくは他の組織に吸収合併され、またはその資産の全部もしくは事実上全部の譲渡が行なわれる場合、本契約を譲渡することができる(但し、本契約に基づき発生する他の権利または救済手段等に何ら影響を及ぼさないものとする)。
- (b) 期限の利益喪失当事者から支払われるべき期限前終了金額に関する権利の全部または一部を、8条、9条(h)項および11条に基づきかかる権利に付されるかまたは関連して支払われるべき一切の金額、およびかかる権利に関連するその他の権利とともに、譲渡することができる。

本7条に従わない譲渡はすべて無効とする。

8条 契約上の通貨

(a) 契約上の通貨による支払 本契約に基づくすべての支払は、当該支払に関し本契約で指定された通貨（「契約上の通貨」）によって行なわれる。適用法令で認められる範囲において、本契約に基づき契約上の通貨で支払を行なう義務は、契約上の通貨以外のいかなる通貨による弁済によっても消滅せず、または満足されない。但し、支払を受けるべき当事者が、上記弁済により受け取った通貨を誠実にかつ商業的に合理的な方法を用いて契約上の通貨に交換することにより、本契約に関して支払われるべきすべての金額を契約上の通貨にて全額受け取った場合はこの限りではない。理由の如何を問わず、上記により受け取った契約上の通貨額が、本契約に関し支払われるべき契約上の通貨額よりも不足する場合、当該支払を行なうべき当事者は、適用法令の認める範囲において、直ちに不足分を補償するのに必要な追加金額を、契約上の通貨によって支払うものとする。理由の如何を問わず、上記により受け取った契約上の通貨額が、本契約に関して支払われるべき契約上の通貨額を超過した場合には、当該支払を受け取った当事者は、速やかにかかる超過額を返還するものとする。

(b) 判決

(i) 本契約に関し支払われるべき金額の支払について、

(ii) 本契約に関する期限前終了にかかる金額の支払について、

または

(iii) 上記(i)もしくは(ii)記載の金額の支払に関する他の裁判所の判決もしくは命令について、

契約上の通貨以外の通貨により支払を行なうべき旨の判決または命令が下された場合、適用法令の認める範囲において、弁済を求める当事者は、判決または命令により当該当事者が受領することができる金額の全額を受け取った後、契約上の通貨以外の通貨で支払が行なわれた結果、当該当事者が受け取った契約上の通貨による弁済金額の不足額がある場合には、直ちにこれを他方当事者から受け取ることができ、また、契約上の通貨以外の通貨で支払が行なわれた結果、当該当事者が受け取った契約上の通貨による弁済金額の超過額がある場合には、速やかにこれを返還するものとする。但し、かかる不足または超過が、判決または命令を下すために契約上の通貨を当該判決または命令において使用する通貨に交換する際の為替レートと、当該当事者が判決または命令において使用する通貨により実際に受け取った金額で契約上の通貨を購入することができる為替レート（かかる通貨を契約上の通貨に交換する際は誠実にかつ商業的に合理的な方法を用いて行動するものとする）との相違から生じた場合に限る。

- (c) 独立した補償 適用法令の認める範囲において、本8条の補償義務は本契約上のその他の義務とは別個の独立した義務となり、それぞれ別個の独立した請求原因として執行可能であり、債権者である当事者が認めた支払猶予にかかわらず適用され、また本契約に関し支払われるべきその他の金額に関してなされた判決または行なわれた請求もしくは証明による影響を受けない。
- (d) 損害の証拠 本8条に関しては、実際に交換または購入したとしたならば、当事者が損害を被ったであろうことを立証すれば足りるものとする。

9条 雑 則

- (a) 完全な合意 本契約は、主題に関する両当事者の完全な合意と理解で構成されている。各当事者は、本契約の締結に当たり、口頭または書面による一切の表明、保証その他の言質に依拠していないこと（本契約に規定または言及されている場合を除く）、ならびにこれに関してもち得る一切の権利および救済手段を放棄することを確認する。但し、本契約のいずれの規定も、当事者の詐欺行為に対する責任を制限または除外するものではない。
- (b) 変 更 本契約に関する変更、修正または権利の放棄は、その通知書面（ファクシミリ送信で証明された書面を含む）に各当事者が署名し、またはテレックスの交換もしくは電子通信システムによる電子通信の交換によって確認された場合に限り、効力を有する。
- (c) 義務の存続 2条(a)項(iii)号および6条(c)項(ii)号に影響を及ぼすことなく、本契約に基づく両当事者の義務は、すべての取引が終了しても存続するものとする。
- (d) 救済手段の累積 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に規定された権利、権限、救済手段および特権は、累積的なものであり、法令に規定された権利、権限、救済手段および特権を排除するものではない。
- (e) 正本およびコンファメーション
- (i) 本契約（ならびにその各変更、修正および権利放棄）は、複数の正本（ファクシミリ送信および電子通信システムによるものを含む）をもって作成および交付することができ、各正本はそれぞれ原本とみなされる。
- (ii) 両当事者は、（口頭その他にかかわらず）その条件に同意した時点から各取引の条件に

よって法的に拘束されることとなる。コンファメーションは、できるだけ速やかに締結されるものとし、複数の正本（ファクシミリ送信によるものを含む）をもって作成および交付することができるほか、テレックスの交換、電子通信システムによる電子通信の交換または電子メールの交換によっても作成することができる。いずれの場合も、本契約の法的拘束力のある補足文書であることを証するに足りるものとされる。当事者は、かかる正本、テレックス、電子通信または電子メールがコンファメーションを構成する旨を当該文書に明記するか、または他の有効な方法によって明示するものとする。

(f) 権利放棄とはならないこと 本契約に基づく権利、権限または特権の不行使または行使の遅滞は、権利の放棄とは推定されず、権利、権限または特権を一回だけまたは部分的に行使したことをもって、その権利、権限もしくは特権を以後にもしくはさらに行使すること、またはその他の権利、権限もしくは特権を行使することを妨げると推定されるものではない。

(g) 標 題 本契約で使用される標題は、参考のためのものであり、本契約の解釈に影響を与えるものではなく、本契約の解釈の際に考慮されるものでもない。

(h) 利息および補償

(i) 期限前終了前の場合 当該取引に関する期限前終了日の発生またはその有効な指定より前の場合、以下の通りとする。

(1) 支払不履行に対する利息 一方の当事者がいずれかの支払債務の履行をしなかった場合、当該当事者は、適用法令の認める範囲において、かつ6条(c)項に従うことを条件として、他方当事者に対し要求あり次第、本来の支払期日（当日を含む）から実際に支払われた日（当日を含まない）までの期間（支払が遅延した金額に関して下記(3)号(B)または(C)に基づき利息または補償金が支払われるべき期間を除く）について、支払が遅延した金額と同じ通貨にて、デフォルト・レートにより支払が遅延した金額に対する利息を支払う（判決の前後を問わない）。

(2) 引渡不履行についての補償 一方の当事者が引渡による決済を要する債務の履行をしなかった場合、当該当事者は要求あり次第、(A)当該コンファメーションまたは本契約のいずれかに定める範囲で他方当事者に対して補償し、かつ(B)当該コンファメーションまたは本契約のいずれかに別段の定めがない限り、適用法令の認める範囲において、かつ6条(c)項に従うことを条件として、本来の引渡予定日（当日を含む）から実際に引渡がなされた日（当日を含まない）までの期間（当該金額に関して下記(4)号に基づき利息または補償金が支払われるべき期間を除く）について、他方当事者に対し、引渡されるべき対象物の時価

相当額に対するデフォルト・レートによる利息を、かかる金額と同じ通貨にて支払う（判決の前後を問わない）。上記に定める債務の時価は、引渡を受ける権利を有していた当事者が、誠実にかつ商業的に合理的な方法を用いて、本来の引渡予定日現在で決定する。

(3) 繰延べられた支払に対する利息

- (A) 一方の当事者が、2条(a)項(iii)号がなければ支払うべきこととなっていた金額を支払わなかった場合、当該当事者は、適用法令の認める範囲において、かつ6条(c)項ならびに下記(B)および(C)に従うことを条件として、他方当事者に対し（当該金額の支払期限到来後の）要求あり次第、かかる金額に対して、かかる金額が2条(a)項(iii)号がなければ支払うべきこととなっていた日（当日を含む）からかかる金額が実際に支払われることとなった日（当日を含まない）までの期間について、当該金額と同一の通貨にて、繰延適用レートによる利息を支払う（判決の前後を問わない）。
- (B) 5条(d)項に基づき支払が繰延べられた場合、当該支払をなすべきであった当事者は、適用法令の認める範囲において、6条(c)項に従うことを条件として、かつ当該当事者に関して期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由が発生、継続していない限り、他方当事者に対し（当該金額の支払期限到来後の）要求あり次第、支払が繰延べられた金額に対して、かかる金額が5条(d)項がなければ支払われるべきこととなっていた日（当日を含む）から、5条(d)項に従い当該支払がそれ以上繰延べられなくなった日と、当該当事者に関して期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由が発生した繰延期間中の日のいずれか早い方の日（当日を含まない）までの期間について、繰延べられた支払と同一の通貨にて、繰延適用レートによる利息を支払う（判決の前後を問わない）。
- (C) 違法事由または不可抗力事由の発生により、一方の当事者が（上記(B)に定める繰延期間の経過後に）いずれかの支払を行わなかった場合、当該当事者は、適用法令の認める範囲において、6条(c)項に従うことを条件として、かつ当該違法事由または不可抗力事由を発生させる事由または状況が継続しており、さらに当該当事者について期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由が発生、継続していない限り、他方当事者に対し要求あり次第、支払が遅延した金額に対して、当該違法事由または不可抗力事由の発生により当該当事者が支払わなかった日（当日を含む）（または、5条(d)項に従い当該支払がそれ以上繰延べられない日がこれより遅い場合には、かかる日）から、当該違法事由または不可抗力事由を発生させる事由または状況が消滅した日と、当該当事者に

関して期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由が発生した当該期間中の日のいずれか早い方の日（当日を含まない）までの期間（支払が遅延した金額に関して上記(B)に基づき利息または補償金が支払われるべき期間を除く）について、支払が遅延した金額と同一の通貨にて、繰延適用レートによる支払が遅延した金額に対する利息を支払う（判決の前後を問わない）。

(4) 繰延べられた引渡についての補償

(A) 一方の当事者が、2条(a)項(iii)号がなければ引渡による決済を要していた債務の履行をしなかった場合、

(B) 5条(d)項に基づき引渡が繰延べられた場合、
または

(C) 一方の当事者が、適用ある待機期間の満了時に、違法事由もしくは不可抗力事由の発生により引渡をしなかった場合、

引渡を行なうべき（または行なうべきこととなっていた）当事者は、当該コンファメーションまたは本契約のいずれかに規定されている場合にその規定の範囲内で、適用法令の認める範囲において、かつ6条(c)項に従うことを条件として、(上記(A)および(B)の場合には、当該引渡を要するときからの) 要求あり次第、他方当事者に対して補償し、利息を支払う。

(ii) 期限前終了の場合 取引に関して期限前終了日が発生した場合、またはその有効な指定がなされた場合、以下の通りとする。

(1) 未払金額 当該取引についての未払金額の決定に関して、かつ適用法令の認める範囲において、かかる決定に含まれる支払債務の金額または引渡による決済を要する債務の公正な時価相当額に対しては、当該債務の履行をすべき日（または2条(a)項(iii)号もしくは5条(d)項がなければかかる履行をすべきであった日）（当日を含む）から、当該期限前終了日（当日を除く）までの期間について、当該金額と同一の通貨にて、クローズアウト適用レートによる利息が付される。

(2) 期限前終了金額に対する利息 当該期限前終了日に関して期限前終了金額が支払われるべき場合、かかる金額は、適用法令の認める範囲において、当該期限前終了日（当日を含む）から当該金額が支払われた日（当日を除く）までの期間についての当該金額に対するクローズアウト適用レートによる利息（判決の前後を問わない）とともに、終了通貨にて支払われる。

(iii) 利息の計算 本9条(h)項に基づく利息は、各日複利にて日割計算される。

10条 営業所およびマルチブランチ・パーティー

- (a) 10条(a)項が適用される旨スケジュールに定められている場合、本社または本店以外の営業所を通して取引を締結する各当事者は、記帳の場所または当該当事者の設立地にかかわらず、当該当事者の義務は、当該当事者に対する支払請求権の意味において、本社・本店を通して当該取引を行なった場合と同じであることを他方当事者に対して表明し、これに同意する。但し、当事者は、5条(d)項により繰延られた一切の支払または引渡について、かかる支払または引渡が同項に従い繰延られている限り、他方当事者の本社または本店に対して支払請求権を有さないものとする。本表明および同意は、両当事者が取引を締結する日毎に各当事者によって反復して行なわれたものとみなされる。
- (b) ある当事者が、スケジュールにおいてマルチブランチ・パーティーであると定められている場合、当該当事者は、下記(c)項に従い、スケジュールに記載されている当該当事者に関するいずれの営業所を通じても、取引を締結し、取引を記帳し、かつ取引に関する支払および引渡を行ない、または受領することができる（但し、両当事者が書面にて合意しない限り、その他の営業所を通じてこれらを行なうことはできない）。
- (c) ある当事者が取引を締結する営業所は、関連するコンファメーションにおいて当該当事者について指定されるか、または両当事者が別途書面にて合意する営業所であるものとし、当該当事者の営業所がコンファメーションに指定されておらず、かつ別途両当事者の書面による合意がない場合は、その本社または本店とする。両当事者が書面にて別段の合意をする場合を除き、当事者が取引を締結する営業所は、同時に当該当事者が取引を記帳し、当該取引に関する支払および引渡を行なう営業所であるものとする。6条(b)項(ii)号に従うことを条件として、いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意なしに、取引の記帳を行なう営業所または取引に関する支払および引渡を行なう営業所を変更してはならない。

11条 費用

期限の利益喪失当事者は、本契約または期限の利益喪失当事者が当事者となっている信用保証書類に基づいて、他方当事者が自らの権利を行使し、また保全するに際して生じた諸経費または取引の早期終了により当該他方当事者が被った諸経費（いずれの場合も弁護士費用、執行費用および印紙税を含む）（なお、回収費用も含むが、これに限らない）を、他方当事者の請求があり次第、当該他方当事者に対して合理的な範囲ですべて補償する。

12条 通知

- (a) 効力 本契約に関する通知またはその他の通信は、以下に記載する方法により、スケジュールに記載された住所、番号あてに、または電子通信システムもしくは電子メールの詳細に従って行なわれ、以下の時点で効力を生じる（但し、5条または6条に関する通知またはその他の通信は電子通信システムおよび電子メールによっては行なわれないものとする）。
- (i) 書面で手渡またはクーリエで送付する場合は、届けられた日。
 - (ii) テレックスで送信する場合は、受取人のアンサーバックが受領された日。
 - (iii) ファクシミリで送信する場合は、受取人の資格を有する従業員が判読可能な状態で受領した日（但し、受領を証明する責任は送信者の側にあつて、送信者のファクシミリにより出力される送信レポートによる証明では不十分であることが合意されている）。
 - (iv) 内容証明もしくは書留郵便（海外の場合は航空郵便）、またはこれと同等の方法（いずれの場合も配達証明書を要する）で送付する場合は、それが配達された日、または配達を試みられた日。
 - (v) 電子通信システムにより送信する場合は、受信された日。
 - (vi) 電子メールにより送信する場合は、配信された日。

但し、かかる配達日（もしくは配達を試みられた日）、もしくは受領された日が現地営業日でない場合、または通信が現地営業日の営業時間後に交付され（もしくは交付が試みられ）、もしくは受信された場合にはいずれも、かかる通信は翌現地営業日に付与され、かつ効力が生じるものとみなされる。

- (b) 詳細の変更 各当事者は他方当事者に対し通知することにより、通知またはその他の通信が送付される住所、テレックス番号、ファクシミリ番号、電子通信システムまたは電子メールの詳細を変更することができる。

13条 準拠法および裁判管轄

- (a) 準拠法 本契約は、スケジュール所定の法令に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。
- (b) 裁判管轄 本契約により、または本契約に関連して生じるあらゆる紛争についての訴訟または手続（以下「訴訟手続」という）に関し、各当事者は、取消不能の形をもって以下の通り同意する。
- (i) (1) 本契約が英国法に準拠する旨の明示がある場合、(A) 訴訟手続が締約国の裁判所に関わらない場合は英国の裁判所の非専属的裁判管轄に服し、(B) 訴訟手続が締

約国の裁判所に関わる場合は英国の専属的裁判管轄に服する。

(2) 本契約がニューヨーク州法に準拠する旨の明示がある場合は、ニューヨーク州の裁判所およびニューヨーク市マンハッタン区所在の米国連邦地方裁判所の非専属的管轄に服する。

(ii) 上記裁判所に提起された訴訟手続について当事者が有する、裁判地に関する異議申立を行なう権利、かかる訴訟手続が当事者にとって不便な裁判所で提起された旨の異議申立を行なう権利、さらに、かかる訴訟手続に関して当該裁判所が当該当事者に対し裁判管轄を有しない旨の異議を申し立てる権利を、それぞれ放棄する。

(iii) 適用法令の認める範囲内で、ある裁判管轄地において訴訟手続を提起することをもってその他の裁判管轄地において訴訟を提起することを妨げるものではないことに同意する。

(c) 訴状の送達 各当事者は、当該当事者のために訴訟手続における訴状を受領するため、スケジュールにその氏名を記載した送達受領代理人がある場合は、かかる代理人を取消不能の形で任命する。何らかの事由によりいずれかの当事者の送達受領代理人が送達受領代理人として行動することができない場合、当該当事者は他方当事者に対し速やかにその旨通知し、**30** 日以内に他方当事者の承認する代わりの送達受領代理人を任命する。両当事者は、**12** 条(a) 項(i)号、**12** 条(a) 項(iii)号または **12** 条(a) 項(iv)号において通知に関し規定された方法で訴状送達が行なわれることに対して取消不能の形で同意する。本契約は適用法令が認めるその他の方法により訴状の送達を行なう各当事者の権利に何ら影響を与えるものではない。

(d) 免責特権の放棄 各当事者は、当事者自身とその収入および資産（その用途または予定されていた用途を問わない）に関し、国家主権またはその他の同様の根拠に基づく以下のすべての免責特権を、適用法令が認める範囲において、取消不能の形で放棄する。

(i) 訴訟。

(ii) あらゆる裁判所の管轄。

(iii) 差止命令、特定の履行または資産の回復の命令による救済。

(iv) 資産の差押（判決の前後を問わない）。

(v) 管轄権を有する裁判所で行なわれる訴訟手続において、当事者自身、またはその収入もしくは資産が対象となる可能性のある判決の執行または強制執行。

また、各当事者は、適用法令の認める範囲において、訴訟手続につき上記のいかなる免責特権をも主張しないことに、取消不能の形で同意する。

14条 定義

本契約に使用される場合、以下の用語は以下の定義に従う。

「追加表明」(Additional Representation)とは、3条に定める意味を有する。

「その他の終了事由」(Additional Termination Event)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「事由発生当事者」(Affected Party)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「事由発生取引」(Affected Transaction)とは、以下の意味を有する。

- (a) 違法事由、不可抗力事由、課税事由または合併に伴う課税事由からなる終了事由に関しては、かかる終了事由の発生により影響を受けるすべての取引(5条(b)項(i)号(2)に基づく違法事由または5条(b)項(ii)号(2)に基づく不可抗力事由の場合は、すべての取引を意味する。但し、関連する信用保証書類が特定の取引のみを対象とする場合は、対象となる当該取引を意味し、また関連する信用保証書類がある取引についてのコンファメーションを構成する場合は、当該取引を意味する)。
- (b) その他の終了事由に関しては、すべての取引。

「関係会社」(Affiliate)とは、スケジュールに別段の定めがある場合を除き、人に関してその人に直接的もしくは間接的に支配を受ける法的主体、直接的もしくは間接的にその人を支配する法的主体、または直接的もしくは間接的にその人と共通の支配下にある法的主体を意味する。本定義における法的主体または人の「支配」とは、かかる法的主体または人の議決権の過半数を所有することを意味する。

「本契約」(Agreement)とは、1条(c)項に定める意味を有する。

「クローズアウト適用レート」(Applicable Close-out Rate)とは、以下の意味を有する。

- (a) 未払金額の決定については、以下の通りとする。
 - (i) 期限の利益喪失当事者の支払債務もしくは引渡債務(または、2条(a)項(iii)号がなければ支払もしくは引渡義務を負っていたはずの債務)に関しては、デフォルト・レートを意味する。
 - (ii) 非期限の利益喪失当事者の支払債務もしくは引渡債務(または、2条(a)項(iii)号がなければ支払もしくは引渡義務を負っていたはずの債務)に関しては、ノン・デフォルト・レートを意味する。
 - (iii) 5条(d)項に従い繰延べられた債務に関しては、期限の利益喪失当事者が存在せず、かつ繰延期間が継続している限りにおいて、繰延適用レートを意味する。

- (iv) 終了事由の発生に伴う上記以外のすべての場合には、(上記(iii)号に基づき利息が発生する場合を除き) 繰延適用レートを意味する。

- (b) 期限前終了金額については、以下の通りとする。
 - (i) 当該期限前終了日(当日を含む)から当該金額の支払期限が到来する日(6条(d)項(ii)号に従い決定される)(当日を含まない)までの期間については、以下の通りとする。
 - (1) 期限前終了金額が期限の利益喪失当事者により支払われる場合、デフォルト・レートを意味する。
 - (2) 期限前終了金額が非期限の利益喪失当事者により支払われる場合、ノン・デフォルト・レートを意味する。
 - (3) 上記以外のすべての場合には、繰延適用レートを意味する。
 - (ii) 当該金額の支払期限が到来する日(6条(d)項(ii)号に従い決定される)(当日を含む)から当該支払が実際に行なわれる日(当日を含まない)までの期間については、以下の通りとする。
 - (1) ある取引に基づく支払または引渡について発生していたとしたら違法事由または不可抗力事由を構成することになる事由または状況の発生により、一方の当事者が期限前終了金額の支払をしなかった場合であって、かつかかる事由および状況の存続により期限前終了金額が未払である限りにおいては、繰延適用レートを意味する。
 - (2) 期限前終了金額が期限の利益喪失当事者により支払われる場合(但し、上記(1)が適用されるあらゆる期間を除く)、デフォルト・レートを意味する。
 - (3) 期限前終了金額が非期限の利益喪失当事者により支払われる場合(但し、上記(1)が適用されるあらゆる期間を除く)、ノン・デフォルト・レートを意味する。
 - (4) 上記以外のすべての場合には、終了レートを意味する。

「繰延適用レート」(Applicable Deferral Rate)とは、以下の意味を有する。

- (a) 9条(h)項(i)号(3)(A)に関しては、関連する支払人が、関連する銀行間取引市場の主要な銀行から当該支払人に対して提供された適用通貨建て翌日物預金の金利として証明するレートを意味し、かかる銀行は、その時点における当該市場の状況を合理的に反映する代表レートを取得するために当該支払人が誠実に選択するものとする。
- (b) 9条(h)項(i)号(3)(B)およびクローズアウト適用レートの定義の(a)項(iii)号に関しては、関連する支払人が、関連する銀行間取引市場の主要な銀行から優良銀行に対して提供された適用通貨建て翌日物預金の金利として証明するレートを意味し、かかる銀行は、その時点における当該市場の状況を合理的に反映する代表レートを取得する

ために、当該支払人が（実務上可能な場合には）他方当事者と協議のうえ、誠実に選択するものとする。

- (c) 9条(h)項(i)号(3)(C)ならびにクローズアウト適用レートの定義の(a)項(iv)号、(b)項(i)号(3)および(b)項(ii)号(1)に関しては、上記(a)項に従い決定されたレートと受取人が当該金額を資金調達したならば要するであろう、または実際に資金調達に要した（その証明に基づく）費用（実際にかかった費用に関する立証は要さない）に等しい年レートとの算術平均に相当するレートを意味する。

「自動的期限前終了」(Automatic Early Termination)とは、6条(a)項に定める意味を有する。

「負担当事者」(Burdened Party)とは、5条(b)項(iv)号に定める意味を有する。

「税法の変更」(Change in Tax Law)とは、両当事者が取引を締結した後に行なわれる法令（または法令の適用もしくは公的解釈）の制定、公布、施行もしくは追認、またはこれに関する変更もしくは改正を意味する。

「クローズアウト金額」(Close-out Amount)とは、各終了された取引または終了された取引の各グループおよび決定当事者について、以下のものを代替する、またはこれらと経済的に同価値のものを決定当事者に提供するために、その時点の状況において決定当事者が負担した、もしくは負担したはずの損失もしくは費用（正数で表示される）またはその時点の状況において決定当事者にもたらされた、もしくはもたらされるはずの利益（負数で表示される）の金額を意味する。

- (a) 当該終了された取引または終了された取引のグループについての重要な条件（当該期限前終了日が発生していなかったとしたらかかる日より後に(2条(a)項(iii)号に定める前提条件が充足されていると仮定して)負担していたはずの、当該終了された取引または終了された取引のグループについての2条(a)項(i)号に基づく両当事者による支払および引渡を含む)。

および

- (b) 当該終了された取引または終了された取引のグループに関する両当事者のオプション権。

クローズアウト金額は決定当事者（またはその代理人）によって決定され、かかる決定当事者（またはその代理人）は、商業的に合理的な結果を得るために、誠実に行為し、かつ商業的に合理的な方法を用いるものとする。決定当事者は、終了された取引のグループまたは個々の終了された取引についてのクローズアウト金額を決定することができるが、合計してすべての終了された取引について決定しなければならない。各クローズアウト金額は、期限前終了日現在、または商業的に合理的でない場合には、期限前終了日以降の商業的に合理的である日現在で決定される。

終了された取引または終了された取引のグループについての未払金額ならびに11条に定める弁護士費用および諸経費は、クローズアウト金額のいずれの決定においても除外されるものとする。

クローズアウト金額の決定に際して、決定当事者は、関連するあらゆる情報を考慮することができる。かかる情報には、以下の種類の1つまたは複数の情報を含むが、これらに限らない。

- (i) 1社または複数の第三者により提供された代替取引のためのクォーテーション（確定（firm）であるか気配（indicative）であるかを問わない）。かかる第三者は、クォーテーションが提供される時点の決定当事者の信用力ならびに決定当事者とクォーテーションを提供する第三者との間の関係文書（信用保証書類を含む）の条件を考慮することができる。
- (ii) 1社または複数の第三者により提供された関連市場における関連市場データからなる情報。かかる情報には、関連する相場、価格、利回り、利回り曲線、予想変動率、スプレッド、相関関係または関連市場におけるその他の関連市場データを含むが、これらに限らない。
- (iii) 内部情報源（決定当事者の関係会社を含む）による上記(i)項または(ii)項に定める種類の情報。但し、かかる情報が、類似する取引の評価のために通常の業務過程において決定当事者が利用するものと同じ種類の情報である場合に限る。

決定当事者は、本定義に定める基準および手続を考慮して、上記(i)項のクォーテーションまたは上記(ii)項の関連市場データを検討する（但し、決定当事者が、かかるクォーテーションまたは関連市場データを直ちに入手することができないか、またはこれらが当該基準を充足しない結果をもたらすであろうと誠実かつ合理的に判断する場合を除く）。上記(i)項、(ii)項または(iii)項に定める情報を考慮するに当たり、決定当事者は、調達費用が、使用されている他の情報の構成要素となっておらず、かつ構成要素とならない限りにおいて、調達費用を含めることができる。上記(i)項に従ってクォーテーションを提供し、または上記(ii)項に従って関連市場データを提供する第三者には、関連市場のディーラー、関連商品のエンドユーザー、情報ベンダー、ブローカーその他の市場情報源を含むことができる（但し、これらに限らない）。

上記(i)項、(ii)項もしくは(iii)項に記載された情報またはその他の関連情報に基づいて計算された金額を重複させることなく、かつ商業的に合理的である場合には、決定当事者は、クローズアウト金額の計算に当たり、終了された取引もしくは終了された取引のグループに関連するヘッジ取引の終了、清算または再構築について負担したあらゆる損失または費用（またはこれらにより生じたすべての利益）をも考慮することができる。

クローズアウト金額の決定に用いられる商業的に合理的な方法には、以下を含めることができる。

- (1) クローズアウト金額の決定の時点において、決定当事者と無関係の第三者との間の終了された取引または終了された取引のグループに類似するの取引の値付けまたは評価

において、決定当事者がその通常業務過程において用いている値付けその他の評価モデルを、上記(ii)項に基づく第三者からの関連市場データまたは上記(iii)項に基づく内部情報源からの情報に適用すること。

- (2) 終了された取引または終了された取引のグループの種類、複雑さ、規模または数に基づいて、個々の終了された取引または終了された取引のグループ毎に異なる種類の評価方法を適用すること。

「コンファメーション」(Confirmation)とは、前文において定める意味を有する。

「同意」(Consent)とは、同意、承諾、決議、承認、免除、通知、申請、登録、または為替管理にかかる同意が含まれる。

「契約上の通貨」(Contractual Currency)とは、8条(a)項に定める意味を有する。

「締約国の裁判所」(Convention Court)とは、1968年民事および商事に関する裁判管轄および判決の執行に関するブリュッセル条約17条または1988年民事および商事に関する裁判管轄および判決の執行に関するルガノ条約17条のいずれかを、訴訟手続に適用する義務を負うあらゆる裁判所を意味する。

「合併に伴う信用不安事由」(Credit Event Upon Merger)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「信用保証書類」(Credit Support Document)とは、本契約に信用保証書類として指定された契約書または証書をいう。

「信用保証提供者」(Credit Support Provider)とは、スケジュールに定める意味を有する。

「クロス・デフォルト」(Cross Default)とは、5条(a)項(vi)号に定める事由を意味する。

「デフォルト・レート」(Default Rate)とは、当該受取人が当該金額を資金調達したならば要するであろう、または実際に資金調達に要した(その証明に基づく)費用(実際にかかった費用に関する立証は要しない)に等しい年率に1%を加えたものをいう。

「期限の利益喪失当事者」(Defaulting Party)とは、6条(a)項に定める意味を有する。

「指定事由」(Designated Event)とは、5条(b)項(v)号に定める意味を有する。

「決定当事者」(Determining Party)とは、クローズアウト金額を決定する当事者をいう。

「期限前終了金額」(Early Termination Amount) とは、6条(e)項に定める意味を有する。

「期限前終了日」(Early Termination Date) とは、6条(a)項または6条(b)項(iv)号に従って決定された日を意味する。

「電子通信」(electronic messages) とは、電子メールは含まないが、マークアップ言語にて表示された文書を含み、「電子通信システム」(electronic messaging system) は、これに従って解釈される。

「英国法」(English Law) とは、英国およびウェールズの法律を意味し、「英国の」(English) という場合には、これに従って解釈されるものとする。

「期限の利益喪失事由」(Event of Default) とは、5条(a)項または(該当する場合) スケジュールにおいて定める意味を有する。

「不可抗力事由」(Force Majeure Event) とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「一般営業日」(General Business Day) とは、商業銀行が一般業務(外国為替および外貨預金の取扱を含む)を行う日を意味する。

「違法事由」(Illegality) とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「補償すべき租税」(Indemnifiable Tax) とは、課税を行なう政府または税務当局の所在する地域と当該支払の受取人もしくはかかる受取人の関係者との間に現在または従来関係がなければ本契約に基づく支払について課されることがないであろう租税を除く他の租税を意味する。かかる関係とは、当該受取人またはその関係者が、当該地域の市民もしくは居住者であること、もしくはあったこと、当該地域において設立され、存在しもしくは事業に従事していること、もしくは従事したこと、または当該地域において恒久的施設もしくは固定した営業所を有すること、もしくは有したことから生じる関係を含むが、これらに限らない。但し、当該受取人またはその関係者が、本契約または信用保証書類を作成、交付し、これらに基づきその義務を履行し、支払を受け、または強制執行を行なったことのみから生じる関係を除く。

「法令」(Law) とは、条約、法令、規則または規制(税務に関する場合は、所管の税務当局の運用による変更に従う)を含み、「違法」(unlawful) は、これに従って解釈される。

「現地営業日」(Local Business Day) とは、以下の意味を有する。

- (a) 2条(a)項(i)号に基づく債務に関しては、当該コンファメーションにて指定された場所における一般営業日および当該コンファメーションにて指定された関係決済機関が営業を行なう日。但し、かかる場所または決済機関の指定がない場合には、当事者間で書面により合意し、または、本契約に記載され、もしくは本契約に参照により組み込まれたものとされる条項に従って決定された場所または決済機関とする。
- (b) 待機期間の終了の決定においては、違法事由または不可抗力事由を構成する、または生じさせる事由もしくは状況が生じた場所における一般営業日。
- (c) 上記以外の支払に関しては、当該銀行口座の所在地および（異なる場合には）当該支払通貨の主要な金融センター（もしあれば）における一般営業日、または、当該通貨について公認の主要な金融センターが存在しない場合には、かかる支払を行なうために必要な決済機関が営業を行なう日。
- (d) 通知その他の通信（5条(a)項(i)号に基づいて行なわれる通知を含む）に関しては、受取人によって通知の宛先として指定される場所、および2条(b)項に基づいて行なわれる通知の場合には、当該新銀行口座の所在地における一般営業日（または、取引に関連する支払、引渡もしくは遵守について発生していたとしたら違法事由または不可抗力事由を構成した、もしくは生じさせていたはずの事由もしくは状況が発生していなければ一般営業日であった日）。
- (e) 5条(a)項(v)号(2)に関しては、かかる指定取引の履行場所における一般営業日。

「現地引渡日」(Local Delivery Day) とは、5条(a)項(i)号および5条(d)項に関して、当該コンファメーションにて指定された場所において、またはかかる指定がない場合には、当該引渡に関する市場慣行に従って決定される場所において、市場慣行に従って当該引渡を行なうために必要な決済機関が一般的に営業を行っている日を意味する。

「マスター契約」(Master Agreement) とは、前文において定める意味を有する。

「債務の承継を伴わない合併」(Merger Without Assumption) とは、5条(a)項(viii)号に定める事由をいう。

「複数取引ペイメント・ネットティング」(Multiple Transaction Payment Netting) とは、2条(c)項に定める意味を有する。

「非事由発生当事者」(Non-affected Party) とは、一方のみが事由発生当事者である限りにおいて、他方当事者を意味する。

「ノン・ディフォルト・レート」(Non-default Rate) とは、関連する銀行間取引市場の主要な銀行が非期限の利益喪失当事者に対して提供した適用通貨建て翌日物預金のレートとして非期限の

利益喪失当事者が証明するレートを意味し、かかる銀行は、当該市場におけるその時点の市況を合理的に反映する代表レートを取得するために、非期限の利益喪失当事者が誠実に選択するものとする。

「非期限の利益喪失当事者」(Non-defaulting Party) とは、6条(a)項に定める意味を有する。

「営業所」(Office) とは、当事者の支店または営業所を意味するが、当該当事者の本社または本店である場合もある。

「その他の金額」(Other Amounts) とは、6条(f)項に定める意味を有する。

「受取人」(Payee) とは、6条(f)項に定める意味を有する。

「支払人」(Payer) とは、6条(f)項に定める意味を有する。

「潜在的な期限の利益喪失事由」(Potential Event of Default) とは、通知もしくは時間の経過またはその両方により期限の利益喪失事由を構成する事由を意味する。

「訴訟手続」(Proceedings) とは、13条(b)項に定める意味を有する。

「送達受領代理人」(Process Agent) とは、スケジュールに定める意味を有する。

「為替レート」(rate of exchange) とは、契約上の通貨の購入またはかかる通貨への転換に関連して支払う一切の手数料および費用を含むが、これらに限らない。

「関係地域」(Relevant Jurisdiction) とは、いずれかの当事者に関し、以下の地域を意味する。

- (a) 当該当事者が設立、組織、運営、管理され、または住所があるとみなされる地域。
- (b) 本契約に関して当該当事者が行為する営業所が所在する地域。
- (c) 当該当事者が本契約を作成する地域。
- (d) 支払に関し、そこから当該支払を行なう地域。

「スケジュール」(Schedule) とは、前文において定める意味を有する。

「決済予定日」(Scheduled Settlement Date) とは、取引に関し、2条(a)項(i)号に基づき支払または引渡が行なわれる日を意味する。

「指定組織」(Specified Entity) とは、スケジュールに定める意味を有する。

「指定債務」(Specified Indebtedness)とは、スケジュールに別段の定めがある場合を除き、借入金に関する一切の債務(現在の債務か将来の債務か、偶発的か否か、主債務か保証債務か、その他を問わない)を意味する。

「指定取引」(Specified Transaction)とは、スケジュールに別段の定めがある場合を除き、以下を意味する。

- (a) 本契約の一方の当事者(またはかかる当事者の信用保証提供者もしくはかかる当事者の指定組織)と本契約の他方当事者(またはかかる当事者の信用保証提供者もしくはかかる当事者の指定組織)との間に現在存在し、または将来成立する、本契約に基づく取引以外の以下の一切の取引(かかる取引に関する契約を含む)を意味する。
- (i) 金利スワップ(rate swap)、スワップ・オプション(swap option)、ベイス・スワップ(basis swap)、金利先渡契約(forward rate transaction)、コモディティ・スワップ(commodity swap)、コモディティ・オプション(commodity option)、株式もしくは株式指数スワップ(equity or equity index swap)、株式もしくは株式指数オプション(equity or equity index option)、債券オプション(bond option)、金利オプション(interest rate option)、外国為替取引(foreign exchange transaction)、キャップ(cap transaction)、フロア(floor transaction)、カラー(collar transaction)、通貨スワップ(currency swap transaction)、異種通貨間金利スワップ(cross-currency rate swap transaction)、通貨オプション(currency option)、クレジット・プロテクション取引(credit protection transaction)、クレジット・スワップ(credit swap)、クレジット・デフォルト・スワップ(credit default swap)、クレジット・デフォルト・オプション(credit default option)、トータル・リターン・スワップ(total return swap)、クレジット・スプレッド取引(credit spread transaction)、現先取引(repurchase transaction)、逆現先取引(reverse repurchase transaction)、買戻・売戻取引(buy/sell-back transaction)、有価証券貸借取引(securities lending transaction)、天候指数取引(weather index transaction)または有価証券、コモディティ、その他金融の証書もしくは権利に関する先渡売買取引(これらの取引に関するあらゆるオプションを含む)。
- (ii) 上記(i)項に記載される取引に類似する取引で、金融市場において反復的に、現在締結されている、または将来締結される金利、通貨、コモディティ、エクイティ証券その他のエクイティの証書、債券その他の債務証書、経済指標、経済リスクもしくは経済価値の測定基準、またはその他の基準(一件または複数)に基づく、それらを支払もしくは引渡の基準とする先渡取引、スワップ取引、先物取引、オプション取引その他のデリバティブ取引(当該契約に参照により

組み込まれる取引条件を含む)。

- (b) 上記の取引の複合体。
- (c) 本契約またはコンファメーションで指定取引として特定されたその他の取引。

「印紙税」(Stamp Tax)とは、印紙税、登録税、文書に対する税その他これに類似する税を意味する。

「印紙税当局」(Stamp Tax Jurisdiction)とは、4条(e)項に定める意味を有する。

「租税」(Tax)とは、本契約に基づく支払に関していずれかの政府その他の課税当局により課税される現在または将来の公租公課、賦課金、税金または料金(その性質を問わない)(それらに対する利息、罰金その他の追徴金を含む)を意味する。但し、印紙税、登録税、文書に対する税その他これに類似する税を除く。

「課税事由」(Tax Event)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「合併に伴う課税事由」(Tax Event Upon Merger)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「終了された取引」(Terminated Transaction)とは、期限前終了日に関して以下を意味する。

- (a) 違法事由または不可抗力事由発生による終了の場合については、6条(b)項(iv)号に従ってなされる通知に指定されるすべての事由発生取引。
- (b) 上記以外の終了事由発生による終了の場合については、すべての事由発生取引。
- (c) 期限の利益喪失事由発生による終了の場合については、当該期限前終了日を指定する通知が発効する直前、または自動的期限前終了が適用される場合には、当該期限前終了日の直前のいずれかに効力を有していたすべての取引。

「終了通貨」(Termination Currency)とは、以下を意味する。

- (a) 終了通貨がスケジュールに指定されており、かつ当該通貨が自由に入手可能である場合は、かかる通貨。
- (b) 上記以外で、本契約が英国法に準拠する旨の表示がある場合はユーロとし、ニューヨーク州法に準拠する旨の表示がある場合は米ドルとする。

「終了通貨相当額」(Termination Currency Equivalent)とは、終了通貨建ての金額に関しては、かかる終了通貨による金額を意味する。終了通貨以外の通貨(「その他の通貨」)により表示された金額に関しては、その他の通貨で示されたかかる金額を、終了通貨をもって当該期限前終了日に購入するために必要な金額として、決定を行なう当事者が決めたところの終了通貨建ての金額を意味する。但し、クローズアウト金額が当該期限前終了日以降に決定される場合には、かかる決定日に購入するために必要な終了通貨建ての金額とする。その際のレートは、外国為替エージ

エージェント（下記に従い選任される）が、かかるその他の通貨を終了通貨をもって購入する際の直物為替レートに等しいレートとし、その決定日時は、かかるその他の通貨を、当該期限前終了日または前述のそれ以降の（決定）日のヴァリューで購入する際にレートが一般的に決定される日の（当該外国為替エージェントが所在する都市の）午前 11 時頃とする。外国為替エージェントは、一方の当事者のみが 6 条(e)項に基づき決定を行わなければならない場合は、当該当事者が誠実にこれを選任し、その他の場合には両当事者の合意により選任されるものとする。

「終了事由」(Termination Event) とは、違法事由、不可抗力事由、課税事由、合併に伴う課税事由、または適用される旨指定された場合には、合併に伴う信用不安事由もしくはその他の終了事由を意味する。

「終了レート」(Termination Rate) とは、各当事者が当該金額を資金調達したとする場合に要する、または実際に資金調達に要した（その証明に基づく）費用（実際にかかった費用に関する立証は要しない）の平均と等しい年率を意味する。

「極度額」(Threshold Amount) とは、スケジュールに定める金額（もしあれば）を意味する。

「取引」(Transaction) とは、前文において定める意味を有する。

当事者に支払われるべき「未払金額」(Unpaid Amounts) とは、期限前終了日に関し、以下の合計を意味する。

- (a) すべての終了された取引については、2 条(a)項(i)号または 2 条(d)項(i)号(4)に基づきかかる期限前終了日またはそれ以前に当該当事者に支払われるべき（または 2 条(a)項(iii)号がなければ支払われ、もしくは 5 条(d)項がなければ支払期限を迎えることになっていた）金額で、当該期限前終了日現在で支払われていない金額。
- (b) 個々の終了された取引については、2 条(a)項(i)号に基づき当該期限前終了日またはそれ以前に当該当事者に対し引渡により決済することを要した（または 2 条(a)項(iii)号もしくは 5 条(d)項がなければ決済することになっていた）各債務で、当該期限前終了日現在で決済されていない債務の対価として、引渡すことを要した（または要することになっていた）債務の公正な市場価額に等しい金額。
- (c) 残存するすべての取引が事由発生取引である期限の利益喪失事由、合併に伴う信用不安事由またはその他の終了事由により期限前終了日が発生する場合は、かかる期限前終了日前に支払期限が到来し、かつ当該期限前終了日に未払いである期限前終了金額。

いずれの場合も、9 条(h)項(ii)号(1)または(2)に従って、当該債務または繰延債務について発生する経過利息またはその他の補償を適宜付すものとする。上記(b)項に定める債務の公正な市場価額とは、6 条(e)項に基づき決定を行なう義務を負う当事者が本来の引渡予定日に、誠実に、かつ商業的に合理的な方法を用いて決定するか、または各当事者がかかる義務を負っている場合は、

両当事者がそのように決定する公正な市場価額の終了通貨相当額の平均とする。

「待機期間」(Waiting Period) とは、以下を意味する。

- (a) 5条(b)項(i)号に定める事由または状況の場合には、関連する支払、引渡または遵守が当該日において現実に要求される5条(b)項(i)号(2)の場合を除き(かかる場合、待機期間は適用されない)、当該事由または状況が発生してから3現地営業日(またはかかる事由もしくは状況が発生しなければ現地営業日であったはずの3日)の期間。
- (b) 5条(b)項(ii)号に定める事由もしくは状況の場合には、関連する支払、引渡または遵守が当該日において現実に要求される5条(b)項(ii)号(2)の場合を除き(かかる場合、待機期間は適用されない)、当該事由または状況が発生してから8現地営業日(またはかかる事由もしくは状況が発生しなければ現地営業日であったはずの8日)の期間。

上記の証として両当事者は、本契約書1ページ記載の日付より有効であるものとして、それぞれ下記の日の本契約書を作成した。

(当事者の名称)

(当事者の名称)

氏名 :

役職 :

日付 :

氏名 :

役職 :

日付 :

正文は英文とします。

ISDA

国際スワップ・デリバティブズ協会

_____ (当事者A) および _____ (当事者B) 間の

年 月 日付

2002年版マスター契約に係るスケジュール

(当事者A)

[[設立地]]の法律に基づき

[会社番号][会社番号]にて

[[カウンターパーティーの種類]]

として設立され、]

[[支店]]を通して行為する)*

(当事者B)

[[設立地]]に基づき

[会社番号][会社番号]にて

[[カウンターパーティーの種類]]

として設立され、]

[[支店]]を通して行為する)*

第1部 契約終了に関する条項

(a) 「指定組織」とは、当事者Aに関しては以下を意味する。

5条(a)項(v)号について、 _____

5条(a)項(vi)号について、 _____

5条(a)項(vii)号について、 _____

5条(b)項(v)号について、 _____

当事者Bに関しては以下を意味する。

5条(a)項(v)号について、 _____

5条(a)項(vi)号について、 _____

5条(a)項(vii)号について、 _____

5条(b)項(v)号について、 _____

* 適宜挿入すること。

第2部 租税に関する表明****

- (a) 支払人の証明 本契約3条(e)項に関して、[当事者Aおよび当事者Bは、一切の表明を行なわない。*][以下の通りとする。

[[i)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。

関係地域の適用法令（所管の税務当局の運用上の変更を含む）により、本契約に基づき当事者が他方当事者に支払うべき支払（本契約9条(h)項に基づく利息を除く）から租税の控除または源泉徴収を行なうことを要求されない。本表明を行なうに当たり、当事者は以下のことに依拠することができる。

- (i) 本契約3条(f)項に従い他方当事者が行なった表明が正確であること。
(ii) 本契約4条(a)項(i)号または4条(a)項(iii)号記載の約定が遵守され、かつ4条(a)項(i)号または4条(a)項(iii)号に従い他方当事者が提出した書類が真実かつ有効であること。
(iii) 本契約4条(d)項記載の他方当事者の約定が遵守されていること。

但し、上記(ii)項に依拠して表明を行なった場合において、4条(a)項(iii)号に基づく書式または書類の交付が他方当事者の法律上、経済上の地位を著しく害することを理由として、他方当事者がそれらの書式または書類を交付しない場合には、これを本表明の違反とはしない。]*

[[ii)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。 _____

_____]]*

- (b) 受取人の表明 本契約3条(f)項に関して、[当事者Aおよび当事者Bは、一切の表明を行なわない。][以下の通りとする。

[[i)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。*

以下の租税条約の「事業所得」もしくは「産業上または商業上の利得」の規定、「利息」の

**** 注：いずれかの当事者がマルチブランチ・パーティーの場合、標題に続く表明は変更を要することがある。

* 適宜削除すること。

規定、または、もしあれば、「その他所得」の規定に記載され、本契約に関して受け取り、または受け取るべき支払について同規定の適用を受ける資格を有し、上記の支払のいずれも、特定地域において恒久的施設を通じて行なう営業または事業には帰属しない。

当事者Aに関し、「租税条約」とは、_____を意味する。
当事者Aに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。
当事者Bに関し、「租税条約」とは、_____を意味する。
当事者Bに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。]*

[(ii)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。

本契約に関して受け取り、または受け取るべき支払は、特定地域において行なう営業または事業と実質的に関係している。

当事者Aに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。
当事者Bに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。]*

[(iii)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。

米国の連邦所得税に関して、米国人（米国財務省規則 1.1441-4(a)(3)(ii)において用いられる意味を有するものとする）である。]*

[(iv)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。

米国の連邦所得税に関して、「外国人の非米国支店」（米国財務省規則 1.1441-4(a)(3)(ii)において用いられる意味を有するものとする）である。]*

[(v)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。

米国外の住所宛になされる支払、または米国外の銀行口座に対する送金によりなされる支払については、米国の連邦所得税に関して、「外国人の非米国支店」（米国財務省規則 1.1441-4(a)(3)(ii)において用いられる意味を有するものとする）である。]*

[(vi)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。

* 適宜削除すること。

米国の連邦所得税に関して、「外国人」（米国財務省規則 1.6041-4(a)(4)において用いられる意味を有するものとする）である。]*

[[vii)] [当事者A][および][当事者B]は、[それぞれ]以下の表明を行なう。

_____]]*

第3部 書類交付についての合意

本契約4条(a)項(i)号および4条(a)項(ii)号に関し、各当事者は適宜以下の書類を交付することに合意する。

(a) 交付すべき租税に関する書式、書類、証明書は、[なし。][以下の通りとする。

書類交付を要求 される当事者	書式／書類／証明書	交付の期限
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____]]*

(b) 交付すべきその他の書類は、[なし。][以下の通りとする。

書類交付を要求 される当事者	書式／書類／証明書	交付の期限	3条(d)項の 表明の適用
_____	_____	_____	[あり][なし]*
_____	_____	_____	[あり][なし]*
_____	_____	_____	[あり][なし]*
_____	_____	_____	[あり][なし]*
_____	_____	_____	[あり][なし]*

* 適宜削除すること。

第4部 雑 則

- (a) 通知のための住所 本契約 12 条(a)項に関して、

当事者Aへの通知または通信のための住所は以下の通り。

住 所： _____
気 付： _____
テレックス番号： _____ アンサーバック： _____
ファクシミリ番号： _____ 電話番号： _____
電子メール： _____
電子通信システム詳細： _____
特記事項： _____

当事者Bへの通知または通信のための住所は以下の通り。

住 所： _____
気 付： _____
テレックス番号： _____ アンサーバック： _____
ファクシミリ番号： _____ 電話番号： _____
電子メール： _____
電子通信システム詳細： _____
特記事項： _____

- (b) 送達受領代理人 本契約 13 条(c)項に関して、

当事者Aはその送達受領代理人として、[該当なし。][_____ を任命する。]*
当事者Bはその送達受領代理人として、[該当なし。][_____ を任命する。]*

- (c) 営業所 10 条(a)項の規定は、本契約に[適用される。][適用されない。]*

- (d) マルチブランチ・パーティー 本契約 10 条(b)項に関して、以下の通りとする。

当事者Aは、[マルチブランチ・パーティーではない。][マルチブランチ・パーティーであり、以下の営業所を通じて取引を締結することができる。

* 適宜削除すること。

_____]*

当事者Bは、[マルチブランチ・パーティーではない。][マルチブランチ・パーティーであり、以下の営業所を通じて取引を行なうことができる。

_____]*

[(e) カルキュレーション・エージェント カルキュレーション・エージェントは、当該取引に関連するコンファメーションにて別段の定めのない限り、_____とする。]**

[(f) 信用保証書類 信用保証書類の明細：[なし。][_____

_____]*

[(g) 信用保証提供者 当事者Aに関して、[該当なし。][_____
_____]*

当事者Bに関して、[該当なし。][_____
_____]*

[(h) 準拠法 本契約は、[英国法][（法選択の原則に関係なく）ニューヨーク州法]*に準拠し、これに従って解釈される。

[(i) ペイメント・ネットィング [本契約2条(c)項に関して、「複数取引ペイメント・ネットィング」は、適用されない。][本契約2条(c)項に関して、「複数取引ペイメント・ネットィング」は、[全ての取引に適用される。][以下の取引または取引のグループに適用される。

* 適宜削除すること。

** 適宜挿入すること。

(それぞれの場合において、[本契約の締結日][_____]から適用される。)*

[(j)] 「関係会社」とは、[本契約 14 条に定める意味を有する。][_____]を意味する。]*

[(k)] 訴訟の不存在 3 条(c)項に関して、
当事者 A に関し、「指定組織」とは、_____を意味する。
当事者 B に関し、「指定組織」とは、_____を意味する。

[(l)] 代理人の不存在 3 条(g)項の規定は、本契約について[適用される。][適用されない。]*

[(m)] 追加の表明は、[適用される。][適用されない。]*[本契約 3 条に関して、追加の表明は以下の通りとする。

[(i)] 当事者の関係 各当事者は、取引を行う日に他方当事者に対し、以下の事項を表明するものとみなされる（但し、当該取引に関してこれに反する確定的な義務を課す旨の書面による合意が当事者間に存在しないことを条件とする）。

[(1)] 依拠しないこと 各当事者は、自らのために行為しており、自らの判断および自らが必要とみなす助言者の助言に基づいて、当該取引を行うことについて、また当該取引が当事者にとって適切または適当かどうかについて、独自に判断を行った。各当事者は、当該取引を行うことに対する投資助言または推奨として他方当事者の（書面または口頭による）連絡に依拠しておらず、取引の諸条件に関する情報および説明は、当該取引を行うことについての投資助言または推奨であるとみなされてはならないことを了解している。他方当事者から受領した（書面または口頭による）連絡は、当該取引の予想された結果に関する確約または保証であるとみなされてはならない。

[(2)] 評価および理解 各当事者は（自ら、または外部専門家の助言により）当該取引の利点を評価し、取引条件およびリスクを理解する能力を有するとともに、実際にこれを理解し、受け入れている。各当事者はまた、当該取引のリスクを引受ける能力を有しており、かつこれを引受けている。

[(3)] 当事者の地位 他方当事者は、当該取引に関して当該当事者の受認者また

* 適宜削除すること。

は助言者として行為していない。]]*

[[**(n)**] 会話の録音 各当事者は、**(i)**本契約またはあらゆる潜在的な取引に関連して、両当事者のトレーディング、マーケティングその他の担当者間の電話による会話を録音することについて同意し、**(ii)** 自己の当該担当者から必要な同意を得ること、またこれらの者に対して、録音についての通知を行うことに同意し、かつ**(iii)**適用法令が認める範囲において、訴訟手続においてかかる録音が証拠として提出され得ることに同意する。]**

第5部 その他の規定

* 適宜削除すること。

** 適宜挿入すること。

(当事者の名称)

(当事者の名称)

署名： _____

氏名：

役職：

日付：

署名： _____

氏名：

役職：

日付：